

# 令和4年第2回(3月)佐渡市議会定例会会議録(第1号)

令和4年3月1日(火曜日)

## 議事日程(第1号)

令和4年3月1日(火)午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 施政方針演説
- 第6 教育行政方針演説
- 第7 議案第2号から議案第39号まで
- 第8 請願第1号、令和3年陳情第8号、陳情第1号

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(21名)

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

## 欠席議員(なし)

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	新発田靖君	総合政策監	日坂仁君

會計管理者 (兼會計課長)	左	京	理	恵	子	君	総務課長 (兼選任委員 事務局長)	中	川	宏	君	
防災管財課長	伊	藤		修	君	企画課長	猪	股	雄	司	君	
財政課長	平	山	栄	祐	君	市民生活課長	磯	部	伸	浩	君	
医療対策課長	金	子		聡	君	社会福祉課長	知	本	政	則	君	
子ども若者課長	市	橋	法	子	君	高齢福祉課長	吉	川		明	君	
環境対策課長	粕	谷	直	毅	君	世界遺産推進課長	下	谷		徹	君	
地域振興課長	岩	崎	洋	昭	君	移住推進課長	渡	邊	一	哉	君	
交通政策課長	十	二	毅	志	君	農林水産課長	本	間	賢	一郎	君	
農業政策課長	中	川	克	典	君	観光振興課長	中	川	裕	二	君	
建設課長	清	水	正	人	君	教育総務課長	坂	田	和	三	君	
学校教育課長	森		和	人	君	社会教育課長	市	橋	秀	紀	君	
消防課長	羽	二	生	正	博	君	両管津病院長	伊	藤	浩	二	君
監査委員局長	斉	藤	昌	彦	君	農業委員局長	斎	藤		修	君	
税務課長佐	中	川	雅	史	君	上長水補道佐	夏	井	利	巳	君	

事務局職員出席者

事務局長	山	本	雅	明	君	事務局次長	齋	藤	壯	一	君
議事調査係	数	馬	慎	司	君	議事調査係	余	湖	巳	和	君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回（3月）佐渡市議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。
- 

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
今期定例会の会議録署名議員は、18番、中川直美君及び20番、坂下善英君を指名いたします。
- 

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
ここで報告いたします。閉会中の2月15日に議会運営委員会の正副委員長から辞任の申出があり、同委員会で許可されました。その後同委員会において正副委員長が互選され、委員長に稲辺茂樹君、副委員長に山本卓が選出されましたので、併せて報告いたします。  
それでは、今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長、稲辺茂樹君。

〔議会運営委員長 稲辺茂樹君登壇〕

- 議会運営委員長（稲辺茂樹君） おはようございます。去る2月25日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。  
会期につきましては、本日から3月18日までの18日間といたします。会期日程につきましては、お手元に配付いたしました会期日程表を御覧ください。  
本日は、諸般の報告、行政報告、施政方針演説並びに教育行政方針演説、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の常任委員会付託を行います。本会議散会后、各派代表者会議を開催いたします。  
3月2日及び3日は、先議案件に係る常任委員会の審査であります。3日は、午後3時を目途に先議案件に係る常任委員会の報告を配付し、委員長質疑等の受付の後、午後3時40分を目途に議会運営委員会を開催します。  
4日は、代表質問を行います。3会派から通告があります。代表質問終了後は、先議案件に係る常任委員長の報告及び採決を行います。なお、散会后、議会改革等特別委員会を開催いたします。  
7日から9日までが一般質問であります。質問者は9人であります。なお、9日は午後1時半から議会改革等特別委員会を開催し、終了後、議会広報特別委員会を開催します。  
10日から16日までの間が常任委員会の審査であります。16日は、午後4時を目途に議会改革等特別委員会の報告書を配付し、委員長質疑の受付の後、午後5時を目途に議会運営委員会を開催します。  
17日は、午前10時から議員全員協議会を開催します。また、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、常任委員長質疑等の受付の後、午後3時40分を目途に議会運営委員会を開催します。  
18日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。  
報告は以上であります。

○議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から3月18日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は18日間に決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告並びに議会広報に関するアンケート調査結果報告書は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、令和4年度第2回（3月）佐渡市議会定例会に当たりまして、令和3年第8回（12月）佐渡市議会定例会後の報告案件について、御報告申し上げます。

まず、今定例会における報告事件についてです。報告第1号から報告第3号までについては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、12月定例会後の本市における主な出来事について、行政報告をさせていただきます。

1、佐渡金銀山の世界遺産登録について。昨年12月28日に文化審議会から、世界遺産の推薦候補にするとの答申をいただきましたが、推薦の決定ではなく総合的に検討を行うとの異例の一文が明記されたところでございます。この結果を受け、1月7日、18日の両日において、新潟県また国、県、市の議連の皆様と一緒に末松文部科学大臣をはじめ、多くの関係者に要望活動を行い、併せて佐渡市議会からの要望書のほか、県市町村長会による決議文、市内9つの民間団体の皆様からの要望書をお渡しさせていただき、新潟県の総意としての世界遺産登録に対する思いを知事を中心としてお伝えをいたしました。

一方、佐渡を世界遺産にする会など、郷土会の皆様方の要望活動も併せた中で、官民連携によるユネスコへの速やかな推薦を要望したところでございます。1月28日に岸田首相が本年の申請を行い、早期に議論を開始することが登録実現への近道だという結論に至ったと発言され、2月1日正式にユネスコへの推薦を閣議了解をいただき、推薦書がパリの世界遺産センターへ提出されたところでございます。この間岸

田首相をはじめ、政府、関係省庁の皆様に変な感謝を申し上げるところでございます。また、四半世紀に及ぶ登録推進活動に対し、御支援、御指導いただきました県民、市民の皆様、国、県、市議連の皆様、佐渡、新潟、首都圏の「世界遺産にする会」などの関連民間団体の皆様並びに多くの関係者の皆様に、改めて厚くお礼を申し上げるところでございます。今後は、令和5年の世界遺産登録を目指し、国、県とさらなる関係強化を図り、登録実現に向けた取組を進めてまいります。議員の皆様におかれましても、引き続き御支援、御指導をよろしくお願いいたします。

2、佐渡汽船の経営状況について。佐渡汽船は、厳しい経営状況が続く中、経営改善策に取り組むとともに、2月7日には株式会社みちのりホールディングスと出資契約を締結したところでございます。今般の出資契約締結により、来年度以降の事業継続にめどが立ったものと受け止めております。佐渡市としては、関係自治体とともに、株式会社みちのりホールディングスや佐渡汽船株式会社と連携しながら、引き続き公共交通である佐渡航路の維持確保及び活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

3、新型コロナウイルス感染症対策について。オミクロン株による第6波の影響で、今年に入り2月28日までに100名の感染者が発生いたしました。特に1月末から2月初旬にかけて、高校でのクラスターが多くを占め、高校、小中学校の休校や保育園、幼稚園が臨時休園、子育て支援センター、また児童クラブが休所となったところがございます。現在は、全て再開しております。保護者の皆様方には、本当に大変な御不便をおかけいたしました。御協力いただいたことを改めてお礼を申し上げます。オミクロン株は、感染力が強く、潜伏期間も短いことから、急速に感染が拡大し、また発熱、頭痛、喉の痛み、せきなどの風邪症状が出るのが特徴でございます。風邪の症状など、体調不良の折は早めにかかりつけ医、または新潟県新型コロナ受診・相談センターに受診あるいは相談をしていただきたいと思います。また、現在自宅療養になられた方へは、希望により食料品の支援を佐渡市としても行っているところでございます。自宅療養者の不安軽減や市民への感染リスクの低減についても、これから取り組んでまいります。ワクチン接種につきましては、3回目の追加接種を12月から医療従事者に、1月から高齢者施設の入所者及び従事者、65歳以上高齢者と順次接種を進めておるところでございます。また、2月1日から集団接種も開始し、早期接種に努めております。先週2月17日からは、2回目接種から6か月経過すれば予約を受け付けるようにしております。こういう点で、接種の加速に努めてまいります。

さて、令和4年1月21日から新潟県全域にまん延防止等重点措置が適用され、適用期間は3月6日まで延長されているところでございます。要請期間の全ての日において、営業時間短縮の要請に御協力をいただいた店舗には、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金が支給されます。現在協力金につきましては、2月13日までの期間を一次分として申請の受付を実施しているところでございます。

4、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金の一括支給について。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、2月9日から対象世帯7,372件へ通知、確認書を発送し、給付金の受付を開始しております。給付金確認書を提出いただいた分から支給を進めており、2月18日、同25日で計1,820件の支給、3月3日には3,628件を支給する予定となっております。子育て世帯への臨時特別給付金は、2月28日現在で児童6,412人への支給が完了しております。

5、佐渡ビジネスコンテスト2022について。1月30日にあいぽーと佐渡を会場に、佐渡ビジネスコンテ

スト2022を開催いたしました。昨年に引き続き、今回2回目となるコンテストは、新たに子育て、福祉、エネルギー部門など、地域の課題解決を設け、出場者を募集し、昨年よりも5社多い16社の応募をいただきました。9名の審査員による書類審査をまず一次で行い、そのうち4社が本選プレゼン大会に出場したところでございます。審査の結果、第1位には、音楽配信サービスに自分自身の感想を投稿、共有できるSNSアプリを開発運営するチューニングが、第2位には、両津地区虫崎集落への移住者によるブライダルと婚活事業の展開を提案したメレパレカイコが、第3位には、高専生の企業採用活動に活用するオンラインプラットフォームの開発・運営を提案したプロッセルが選ばれ、4月以降に島内に拠点を構えて事業を開始する予定となっております。なお、昨年度のコンテスト入賞者は、インキュベーションセンターで事業活動を開始するとともに、本社機能の移転も予定されており、新たな移住者と雇用を生む成果となっております。今後も起業家のスタートアップを支えることで、移住者の受入れ促進と企業誘致を進め、にぎやかな島の実現に努めてまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

#### 日程第5 施政方針演説

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、施政方針演説を行います。

市長から施政方針演説の申出がありますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君）

#### はじめに

令和4年度当初予算案及び諸議案のご審議をお願いするに当たり、新年度の市政運営について私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応は、私が市長に就任してからの約2年の間、ワクチン接種や感染予防の徹底を図りながら、安全安心な暮らしの確保として、子育て、生活困窮、高齢者世帯等へのご支援に加え、雇用の確保・事業継続のための支援、新しい生活様式やテイクアウト支援等の感染防止対策、プレミアム商品券や島民・県民限定の宿泊プラン等の経済対策を、地域の状況を見極めながら、取り組んでまいりました。

一方、感染力が強いとされる新たな変異株の出現等により、世界各国及び国内でも感染者が急増し、未だ社会へ大きな影響を与えています。市民の皆様にはご不便をおかけしますが、引き続き予防対策、特にマスクの着用と換気の徹底等、新しい生活様式の実践を改めてお願い申し上げます。

さて、令和4年度からは、市民の皆様をはじめ、島内外の多くの方々からご参画いただき策定された新

たな総合計画に基づき、人口減少に伴う賑わいの喪失、経済の喪失、地域の喪失を本市の最重要課題と捉えた上で、引き続き、子育て支援や起業・移住定住の推進、健康寿命日本一に取り組むとともに、脱炭素社会・資源循環型社会・自然共生社会を柱とし、そこに佐渡ならではの歴史、文化や環境に経済と日常の暮らしが共鳴する持続可能な島づくりを進めてまいります。

その実現に向けて新年度は、ローカルSDGsとも言われる地域循環共生圏、そしてSDGs未来都市に挑戦する「リスタート元年」と位置づけ、小さく、コンパクトで持続可能な日本の自立・分散型社会のモデル地域を目指し、多様な主体との協働により、様々な社会的課題の解決と新たな地域づくりを進めてまいります。

また、昨年末の文化審議会世界文化遺産部会において、国内候補に選定された「佐渡島の金山」が令和3年度の日本国代表として、ユネスコの世界文化遺産に推薦されました。これは佐渡金銀山が世界に誇る日本の文化として認められたものであります。26年にも及ぶ長期間の取組にご尽力をいただきました市民、県民、郷土会、経済界等、多くの皆様方に感謝を申し上げますとともに、この価値の磨き上げ、推薦までのご指導、ご支援をいただきました岸田総理大臣をはじめ、政府及び各府省庁の皆様、国、県、市の議員の皆様、新潟県に併せて感謝申し上げます。今後は新たなスタートとして、文化的価値の証明と適切な保存体制を構築し、佐渡金銀山の普遍的な価値の証明と未来への継承、文化を活用した魅力あふれる地域づくりの取組を進め、国内外への発信や受入体勢の整備を進めてまいります。

更には昨年から、大相撲の朝乃若関の躍進や初のプロ野球選手となる菊地投手など、佐渡の若者の活躍による明るい話題が続いています。野球や相撲をはじめ、バレーボール、バスケットボールなどのスポーツ界に加え、将棋や郷土芸能等の文化面でも全国の大舞台での活躍は、これまでの個人の努力とご家族や指導者、関係者の方々の多くの支えが実を結んだ成果であります。心より感謝を申し上げますとともに、今後も多様な人材が全国、世界を舞台に活躍・飛躍できる人材育成、環境整備に取り組んでまいります。

他方で、佐渡航路や医療の問題、地域コミュニティの喪失など、新型コロナウイルスや人口減少に伴い顕在化している地域課題の対策も国や県と連携し、多様な課題解決の手法を提案していかなければなりません。国、県に地域の実情を訴え、新たな支援の構築を継続して要望してまいります。

新年度の予算編成に当たっては、このような状況も踏まえ、環境・経済・社会の三方において複合的、統合的に効果をもたらす人材、外貨を獲得し、地域循環の活性化を促す考えを土台とした自立・分散型社会の実現に向け、私が政策として掲げた6つの柱を基本とし、地域コミュニティの確保、子どもからお年寄りまで元気で活躍できる社会、起業及び創業の積極的な展開と島内企業の経営拡大、移住・定住のより一層の促進、暮らしに不可欠なライフラインの安定化、デジタル化の促進などへの対策に力点を置き、事務事業の見直しと財源確保の徹底を図るとともに、中長期的な視点での行政運営も検討した上で施策の重点化を図りました。

また、部制とする新たな組織改編と外部人材の登用から、社会変革のスピードに対応する政策議論の徹底と多様な社会課題に対応する高い専門性による市民サービスの向上により、市民から信頼される行政運営を目指してまいります。

それでは、令和4年度の主要施策につきまして、私が掲げた6つの柱を中心にその概要をご説明いたします。

## 1 市民の意見を市政に反映する島づくり

本市の高齢化率が50パーセントを超える行政区は令和3年4月1日時点で269となり、この5年間で52もの行政区で高齢化が進行しています。少子高齢化が進む地域の課題を解決し、元気で賑やかな地域づくりを進めるためには、市民や地域の声を的確に市政へ反映し、地域の活力やコミュニティの喪失を防がなければなりません。そのためにも、私自身も積極的に市内の地域やグループ単位での意見交換を重ねてきたところではありますが、継続して各支所・行政サービスセンターを拠点とした人材確保や地域づくりに向けた体制整備を強化する必要があります。

令和4年度からは、地域づくり、健康づくり、コミュニティづくりを推進するためにも、地域コミュニティ交付金を創設し、地域づくりに向けた議論と支援ができる体制を作ります。併せて、地域それぞれの課題を各支所・行政サービスセンターを拠点に議論し、特色を活かした地域づくりを行うため、支所等へ新たな地域活性化に向けた事業予算を確保してまいります。

また、コロナ禍が続く中、市民サービス、政策実現のスピード向上等、様々な面でデジタルトランスフォーメーションを活用した効率化、効果的な行政運営が求められています。国においてもデジタル庁の創設、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を進めており、本市でもデジタル社会への変革が必要となっています。そのため、デジタル政策室の設置と外部の専門知識を有する人材の活用に加え、島内外の関係機関で組織するチームを立ち上げ、市民サービス、高齢化、観光を含めた産業振興への対応を主とした島全体の効果的なデジタル化の検討から、本市におけるデジタル化の方針を策定し、その実行により、行政サービスの向上と地域課題の解決に向けて取り組んでまいります。

## 2 産業振興と雇用が充実した島づくり

昨年12月に令和2年国勢調査における新潟県の人口と世帯の確定値が公表され、県全体では平成12年調査から5回連続での人口減少となり、減少数は過去最多、減少率は過去最大となりました。

本市の人口は5万1,492人となり、前回の平成27年調査と比較して5,763人、10.1ポイント減少し、そのうち15歳から64歳までの生産年齢人口は3,739人減少しており、経済の縮小や地域の喪失を防ぐためにも、生産年齢世代の減少を食い止めることが喫緊の課題であり、そのためにも産業振興や雇用対策がますます重要になります。

一方、令和2年度のU I ターン者は504人で、そのうち40歳未満の移住者は295人、方面別では新潟県内、東京都からの転入が多くなっています。昨年度からは、更なる移住定住の受入れの拡大と定着を進めることを目的に移住交流推進課を新設し、組織機能の強化を図り、お試し住宅の増設や空き家の改修整備等に加え、佐渡で起業する若者への支援や人材・企業の受入環境の整備などに取り組み、島の魅力も含めた情報発信の強化と働くことと暮らすことを一体とした受入体勢の強化を進めてきたところです。

令和3年度においても、U I ターン者は1月末時点で375人となり、前年同月比では25人増加し、そのうち40歳未満は226人、前年同月比では34人増加しています。起業・創業・経営規模の拡大に関しましては、71社が事業を進めており、一定の成果も出ていると感じています。

今後もU I ターン者をはじめ、多拠点居住者や季節移住者などの多様な移住者の希望に応えることができるよう、集落・民間事業者と連携し、お試し住宅の運営の拡大を進めるとともに、より一層の移住の受入れや定住への支援として情報発信と相談機能の拡充に取り組んでまいります。



また、佐渡で起業、第二創業、経営規模の拡大など、島内外の企業の新たな挑戦を応援するためにも、引き続き国の交付金等を最大限活用し、ビジネスコンテストやインキュベーションセンターの整備等を進め、新たな雇用の創出や事業拡大の流れを加速化させます。併せて、コロナ禍において多様化するテレワークなどの働き方に対応した受入れを進め、多様な企業や人材の誘致に加え、島内企業の経営拡大などによる島内経済の活性化から、起業成功率ナンバーワンの島づくりと人口の社会減ゼロを目指してまいります。

更に産業振興に向けては、佐渡産品の少量多品目を活かした高付加価値販売と販路拡大に取り組まなければなりません。そのためにもコロナ禍におけるDX化による発信、販売の体制を構築し、ふるさと納税5億円を目指した取組に加え、新たな販路開拓等に取り組んでまいります。

併せて、大学生などの若年層が島で活躍できる仕組みづくりのために、学生のニーズに合わせたインターンシップやワーケーション等を強化し、若者が佐渡で働き、学び、佐渡の交流人口となるよう、首都圏等の大学や都市との連携を強化して進めてまいります。

農林水産業につきましては、日本全体で新型コロナウイルス感染症や人口減少による飲食等の経済の縮小、消費全体の縮小が進んでおり、消費量、価格とも低迷しています。一方で国は「みどりの食料システム戦略」を策定し、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する方向性が示され、調達から生産、加工・流通、消費における意欲的な取組を引き出し、革新的な技術・生産体系の開発と社会実装に取り組んでいくとされ、農業のオーガニック戦略、低炭素戦略について指針を定めたところ です。

当市の農業においては、トキが暮らしやすい地域づくりを目指し、日本で初めて世界農業遺産に認定されて10年が経過する中で、これまでにトキ認証米制度をはじめ、安全安心な佐渡ブランドを確立してきたところでありますが、今後はみどりの食料システム戦略を取り入れた生産体制の構築と更なるブランド力の強化が必要となります。

そのため、世界農業遺産で認定された生物多様性や農村文化に加え、世界文化遺産の国内推薦により佐渡のブランド力の向上を図り、無農薬無化学肥料栽培、ECサイトなどの活用によって、島の特徴を活かした高付加価値販売による新たな販売戦略の構築と地域の実情に合わせた多様な経営体制づくりを進めながら、競争力の強化も意識した効率的で持続可能な生産体制の構築を目指してまいります。

また、トキと共生する農業システムは、トキの本州等での放鳥計画と併せ、改めて全国に発信しなければなりません。関連自治体との連携を図りながら、生物多様性をはじめ、環境に配慮し生産された農畜産物を島内はもとより、都市部の子どもたちの給食に提供することで、トキの野生復帰や食育を柱とする日本のモデルとなる農業の再生を目指してまいります。

併せて、現在多くの百貨店、総合スーパー、米専門店などと連携していることから、これらの連携強化に加え、消費者への積極的な情報発信を行い、積極的なトップセールスも含めて佐渡ブランドの構築を進めてまいります。

林業振興においては、佐渡産材の利用拡大やカーボンニュートラルの特性を活かすため、木材の生産能力の向上を図らなければなりません。島内の林業事業体は、高齢化や人員不足等から経営が厳しく、機械化の遅れもあり、かつてのような森林整備を行うことが困難になりつつあります。

そのため、森林環境譲与税を活用し、高性能林業機械の導入や技術力向上のための支援を行うことで、森林施業の効率化を図り、林業事業体の経営基盤の安定化に繋げることにより、競争力のある佐渡産材や木質バイオマスの必要量に供給可能な生産体制の整備を進めてまいります。

また、新庁舎等の公共施設での木質化の推進に加え、大学等との連携により、佐渡産材を保育園の遊具等に活用する木育プロジェクトを新たに実施し、木に親しむことのできる環境整備に取り組むとともに、住宅等の建築への支援を行い、佐渡産材の地域循環と木育の推進を図ってまいります。

水産業においては、今冬のブリの記録的な不漁など、漁獲量、魚種ともに過去にない変化が起きているのではないかと想定せざるを得ない状況となっています。まずは漁業協同組合、民間企業と連携しながら、現状把握を行い、佐渡産水産物の高付加価値販売や加工等の取組について、検討を進めていかなければなりません。併せて、ブルーカーボンとして注目される藻場の維持と活用を図るため、魚礁設置による保護区域の設定やアマモの播種など、資源管理と環境保全の取組の推進に加え、漁港や海洋深層水施設を活用した環境負荷の少ない養殖漁業を推進し、コンブ等の海藻養殖の拡大など、育てる漁業に取り組み、持続的な生産体制の構築を図ります。設置から3年目となる水産業雇用促進センターにおいては、国や県による支援制度と連携を図りながら、新規漁業就業の確保に取り組んでまいります。

観光面では、長引くコロナ禍の影響により観光関連施設や交通、飲食等の産業において非常に大きな影響を受けており、その早急な立て直しとウィズコロナ、アフターコロナに向けた持続可能な観光地へ変革が必要であります。

この度、佐渡金銀山の世界文化遺産のユネスコ推薦が決定したことは、島の文化的、歴史的な価値が世界で評価されるものであり、その価値を世界に発信するための大きな証明をいただいたものと考えています。また、昨年10月には本市が「世界の持続可能な観光地100選」に選ばれ、これまでのトキとの共生や生物多様性の保全などの世界農業遺産の取組が改めて評価されています。

これらの契機を成長のチャンスとしてしっかり捉え、佐渡金銀山が持つ江戸時代を代表する金生産の歴史、長年にわたり守られてきた能や神社仏閣などの伝統文化、そしてトキを代表とする豊かな生物多様性と農村文化に加え、ジオパークが物語る美しく、ダイナミックでかつ、佐渡の成り立ちが学べる自然景観などの独自の資源を活かし、持続可能な観光地域として国内外の多くの方々から選ばれ、訪れ、体感し、暮らしたいと思っただけのような観光戦略が重要になります。

そのため、観光振興課では戦略や方針の策定とともに、世界文化遺産登録を見据えた自然、文化、スポーツ等のツーリズムを実践するための機能強化を図り、佐渡観光交流機構においては、誘客、観光地域づくりの磨き上げを実践する体制への移行に向けて支援の強化を行います。併せて、外部人材の活用により、マーケティングと受入体勢を見直すとともに、戦略づくりや観光マネジメントに取り組み、関係・交流人口の拡大と長期滞在、移住へのアプローチも視野に入れた誘客に取り組んでまいります。

また、世界文化遺産登録後に向けたおもてなしを核とした受入環境整備のほか、佐渡の豊かな自然、トキ、環境、文化も含めた多様な体験や体感をしていただくため、ネイチャーツーリズムやサイクリング等のアドベンチャーツーリズムに加え、スポーツ・健康など、佐渡ならではの多様なツーリズムを積極的に展開するとともに、Eバイクや電気自動車等の移動手段とデジタル活用により、健康で低炭素な観光地域づくりを推進し、「暮らすように旅をする」滞在型観光の充実を図ってまいります。

一方、離島において人が住み続けていくためには、交通体系を含めた地域でのライフラインの維持・確保に加え、島内の人口減少が進む中、地域公共交通の存続・安定化に当たっては、関係・交流人口の増加を図り、島民のみならず来訪者の利用促進が不可欠になります。

そのため、佐渡航路においては、新しい体制となって経営改善に取り組む佐渡汽船の経営状況を注視し、カーフェリーや貨物船の安定的な輸送体制の確保、老朽船舶の更新、小木直江津航路のあり方などの諸課題に、新潟県及び関係自治体と連携しながら対応してまいります。

空路においては、現佐渡空港で令和5年以降に就航を計画している航空会社の動向も見据え、佐渡と首都圏を結ぶ直行便の実現を目指すとともに、空港2,000メートル化に向けた用地交渉に、引き続き真摯に取り組んでまいります。

生活交通においては、利用者が減少し公費負担が増加している路線バスの運行体制を見直します。一定の輸送需要がある幹線道路での地域間移動は路線バスを維持し、幹線道路から離れた地域内においてはデマンドバスや乗合タクシー、小型電気自動車を導入するなど、地域特性や輸送規模に応じた交通体系の構築を目指します。また、効率的な運行体制の確保や利用者の利便性向上を図るため、ICTを活用した新たなモビリティサービスの実証調査に併せて、自動運転や低炭素社会の実現に向けたEVバス等の導入に向けても、企業と連携して検討を進めてまいります。

### 3 防災・減災で安全安心な島づくり

本市が直面する大規模災害リスク等に備え、市民の生命と財産を守り、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを進めるためには、インフラの老朽化・耐震対策等の「ハード面」とともに、防災教育や自主防災組織の育成などの「ソフト面」の両面で取り組むことが重要になります。

本年1月に海底火山噴火と津波で大きな被害を受けた南太平洋のトンガでは、離島のために支援、復興が遅れました。また、東日本大震災での離島の災害復旧が大きく遅れたことを鑑みても、改めて離島の防災力の向上に向けた新たな対策が必要であると言えます。

島としては広大な面積を有し、集落が点在する佐渡において、防災力や災害時の復旧力を高めるためには、本州との系統連携がなく、海上輸送による化石燃料ベースの火力発電に大きく依存しているエネルギーの供給システムを自立・分散型の再生可能なエネルギーに転換するなど、多様な発電体制をベストミックスの仕組みで導入していく必要があります。そのため、ソーラーを活用した発電体制の策定を進めながら、風力、バイオマス、水素などの検討を進めて、エネルギーの自立的供給の仕組みづくりに取り組んでまいります。

令和4年度の交通インフラの整備においては、有事の際の緊急輸送道路に指定されている国道350号や主要地方道佐渡一周線をはじめとした道路改築事業は最優先課題であると認識しており、関係機関と連携を図りながら、引き続き推進してまいります。生活道路である市道整備についても、狭隘な区間や危険箇所解消に向けて取り組んでまいります。

令和3年度から事業化された両津港湊地区における岸壁の老朽化対策や防災機能の強化を図る港湾整備事業についても、災害時等の防災拠点及び輸送基地としての重要な役割を担うことから、引き続き事業促進に向けて、国や県に働きかけてまいります。

また、老朽化が著しい相川消防署高千出張所の建設工事を進め、地域防災拠点の整備により消防力の強

化を図ってまいります。

多くのインフラが直面している老朽化対策につきましては、定期的な施設点検・診断により状況把握に努め、社会の重要な機能を持続するための生活インフラ施設の長寿命化及び強靱化に取り組んでまいります。

併せて、近年の通学路等における痛ましい事故が発生していることを受け、合同点検に基づく交通安全対策の取組を強化し、通学路の安全確保に努めてまいります。

ソフト面においては、災害対応や応急復旧に必要な「公助」に加え、自分の身は自分で守る「自助」と、とりわけ地域で助け合う「共助」の強化が必須となることから、自主防災会等で策定する「地区防災計画」の作成を更に進め、地域防災力の向上を図ってまいります。

離島の防災力の向上に向けて、有事の際に司令塔となる防災拠点庁舎建設はスケジュールどおりに進捗しているところですが、エネルギーの供給体制において、災害時の電源喪失対策としても機能できるよう、防災拠点となる本庁舎等の行政庁舎や避難施設、生活に欠かせない医療・福祉や教育、産業関連施設など、これらを中心としたエリアや施設群への再生可能エネルギーの導入と省エネ化の促進を図り、新たに推進体制を構築して取り組んでまいります。

また、対象エリアのゾーニング調査や関係者との合意形成等を進めるとともに、一般家庭での太陽光発電や蓄電池、V2Hの導入支援に加え、災害時の非常用電源として活用が可能な電気自動車の導入を推進するなど、防災と環境面の課題を同時に解決できるよう、地産地消のエネルギーを活用した持続可能な島づくりに取り組んでまいります。

環境面においては、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進し、改めてゴミの資源化や分別の仕組みを研究するため、庁内にプロジェクトチームを設置するほか、バイオマスの活用や下水道汚泥の資源利用などの検討を進めてまいります。

#### 4 子どもから高齢者まで市民が夢や希望のもてる島づくり

人口移動調査による令和2年度の本市の出生数は249人となり、この5年間で81人減少し、人口減少の流れが顕著になっている一方、全国的に理想の子どもの数を3人以上としながらも、経済的な理由で断念する家庭も多くなっています。

そのため、本市では令和3年度から「子どもが元気なたからじま事業」により、健やかな成長を祝い、経済的な負担軽減を図る成長祝金の支給等を開始しました。更には、不妊治療に係る費用の助成制度の拡充や子どもの遊び場づくりなどに取り組んできたところです。

子育て世帯における母親の就労状況は8割を超えており、従来の保育サービスの提供に加え、仕事と子育てが両立できる働き方の仕組みづくりが求められています。

今後は、国が進めるこども家庭庁創設の動きを注視しつつ、働く子育て世帯への支援の一環として、地域ぐるみでの子育てを目指し、民間の事業所や地域団体と連携しながら、保護者が子どもに関わる時間を増やす取組や子どもの居場所づくりを進めてまいります。

保育サービスにおいては、公立保育園の業務ICT化を進め、保護者や保育士の負担を軽減することで、保護者ニーズに合った園体制の構築や保育士が園児と向き合う時間を増やすなど、更なる保育の質の向上を図ります。併せて、子ども若者相談センターへの相談が年々複雑化、多様化していることから、専門知

識や経験を有する人材を相談支援員として登録し、専門性を活かした幅広い相談対応を行うことで、早期の問題解決や適切な支援に繋げてまいります。

更には、これまでの不妊治療に係る費用助成に加え、不育治療に係る費用も助成対象とするほか、妊産婦医療費助成の条件を緩和するなど、妊娠、出産を望まれる方への支援強化を進めてまいります。

また、健康寿命日本一を目指す上で取り組むべき課題として、生活習慣や運動習慣の改善が挙げられ、働き盛り世代の肥満や欠食の割合、運動習慣における本市の各指標は県平均よりも悪く、今後の健康面への影響が危惧されます。少子高齢化が進行する中、子どもから高齢者までの各世代が生き生きと元気に暮らし、地域で活躍していくためには、市民や団体等での健康づくりに加え、生涯学習や文化振興、スポーツの推進等の教育面など、多方面からのアプローチが重要になります。

そのため、健康月間を新たに設けて、健康キャンペーンの実施や健康イベント等を包括連携企業との連携により開催し、健康づくりへの意識の醸成を図ります。また、新たに尿中塩分濃度の測定検査を実施し、高血圧の原因の一つに挙げられる塩分量を見える化することにより、健康に対する意識を高めていくほか、栄養改善や生活習慣病の重症化予防、フレイル相談や予防普及啓発などを関係機関と連携して一体的に実施することにより、健康寿命延伸に向けた体制強化を図り、生活の質の維持向上に繋げてまいります。

教育面からは、市民大学講座等の学習機会の提供や県展・市展などを通じた芸術文化に触れる機会の創出のほか、ウォーキングやヨガ、ストレッチなどの各種教室・講座を開催することにより、身体の健康づくりを推進します。更には、各地区において、親子の触れ合いを目的とした親子参加型の教室やキャンプ等を通して、子どもの生きる力を身に付ける取組を進めてまいります。

また、子育て世代や若者が集い、交流できる地域の拠点整備に向けて、図書館機能の移転を含めた佐和田行政サービスセンターの活用を図るため、関係機関や市民と意見交換等を行いながら、基本計画の策定を進めてまいります。

図書館においては、親子連れや子どもたちが読書に親しむ機会を提供できるよう、絵本フェスタ等を実施するとともに、音声図書や再生機器を配備し、高齢や障がい等により活字が読みづらくなっている方への読書支援に取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、日常生活や社会参加を支援するため、人材の育成・確保と併せて総合福祉相談窓口を設置するなど、相談支援体制の充実を図ります。また、障がいの特性に合わせた適切な対応、支援ができるよう、相談支援事業所並びに精神科医療機関等との連携を密にし、障がい福祉サービスの充足に努めてまいります。

## 5 医療・介護・福祉が充実した島づくり

本市では高齢化率が40パーセントを超え、要支援・要介護認定者数は約5千人となっています。医療体制そのものが脆弱な離島において、安全・安心で安定した地域医療を提供するためには、医師や看護師等の医療従事者の確保が喫緊の課題であります。また、地域医療を守っていくためには、人材の確保・育成とともに、医療施設の整備や情報通信の活用等による総合的な医療対策に加え、医療・介護・福祉が連携した体制づくりや支え合いの仕組みが不可欠になります。

そのため、急性期医療の中核となる厚生連佐渡総合病院の臨床研修医を対象とした研修医海外留学支援制度を創設し、長期的に佐渡医療圏に関わる人材を確保します。看護師の確保については、医療技術者奨

学資金貸与制度を引き続き実施するとともに、急性期医療に対応が可能な高いスキルを持つ人材の確保に取り組んでまいります。

また、オンライン診療を含めたICT化について、新病院建設と並行し市立両津病院での導入の検討を始めます。

加えて、地域医療構想の実現に向けた病床機能の再編を着実に進めるために、佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会を主体とした連携体制の構築に取り組んでまいります。併せて、民間病院の医科閉院による市民への影響を最小限に抑えるため、市立病院での受入体制を構築するとともに、島内各医療機関と連携し、取り組んでまいります。

## 6 教育と文化の島づくり

本市には佐渡金銀山をはじめ、認定から昨年10周年を迎えた世界農業遺産やトキ、日本ジオパーク等の世界に誇れる歴史・文化、自然など、素晴らしい地域資源と魅力にあふれ、市民の皆様が豊かに暮らし、地域への愛着や誇りを持って活躍できる基盤が整っている島であります。

これまで郷土愛を軸としたキャリア教育の実践のほか、全国で活躍できる子どもたちや指導者への支援等の人材育成に加え、佐渡出身者を含めた関係人口づくりに取り組み、佐渡を支える人材確保と育成に注力しているところです。また、市内の学校と地域の様々な団体が一体となって、多様な教育に取り組めるよう「佐渡教育コンソーシアム」を立ち上げ、地域の未来を担う人材の育成と子どもたちにより良い学び場の提供を目指し、協働体制づくりを進めています。

児童生徒数の減少に伴い、小中学校の存続が危惧される地域では、学校と地域が一体となって島留学を推進し、島外から児童生徒や家族の受入れを行っていますが、高校においても地域内の中学校からの入学者だけで定員を満たすことは困難な状況になっています。

そのため、「地域みらい留学制度」を活用し、羽茂高校をモデル校として島外からの学生を受け入れるための環境づくりに取り組み、芸能文化をはじめとする南佐渡エリアの特色を活かした島留学を官民連携で推進するとともに、「佐渡教育コンソーシアム」のプラットフォームを通じた協働体制の強化を図ってまいります。

文化の島づくりに向けては、新たに策定した文化振興ビジョンに基づき、「保存活用する」、「人材を育てる」、「環境を整備する」を柱とした貴重な文化を後世に残していくための取組を進めてまいります。

ジオパークにおいては、子どもたちへの教育活動や地域での説明会を通じて、佐渡にある自然の価値を理解し、楽しみ、大切に思う気持ちを育む学習を推進するとともに、習得した成果を発表する機会を設け、ジオパークを身近に感じられるよう、活動を広げてまいります。

博物館においては、佐渡の豊かな地域資源を見て、触れて、楽しみながら郷土を学び合う場の提供を行うとともに、市民が地域への愛着や誇りを持って活躍できる基盤づくりを整えるほか、多様化する市民や観光客のニーズに応じた機能の充実を図ります。併せて、子どもたちの創造性や発想力、コミュニケーション力等を育むため、歴史・文化・風土を体験できる出前授業やジュニア学芸員の養成などにより人材育成を図ってまいります。

## おわりに

令和4年度の「リスタート元年」の実践に当たっては、組織編成において課制から部制へ移行し、総合

的な政策策定と現場の専門性の強化を外部人材の登用と併せて行い、市の将来像や方向性に向かって失敗を恐れず変革に臨む組織、市民サービスの高度化や地域課題にスピード感を持って取り組むことができる強い組織づくりを進めてまいります。

特に職員一人一人が市民のために働くという強い目的意識を持つことが、市民の期待に応えることができる組織への最短距離となります。不祥事を二度と起こさない強い思いを職員全体で共有し、研修と適正な評価の実施、国への職員派遣などを通し、持続可能な島の実現に向けた意欲の高い職員の育成と新たな組織づくりに取り組んでまいります。

併せて、財政力の弱い離島地域にとっては、国や県、民間等の資金を最大限活用し、政策形成における創意工夫や進捗管理ができる体制づくりが重要となります。そのため、脱炭素やデジタル化、行政改革への対応など、成長が必要な分野や早期に解決すべき対策が必要な分野において、外部人材の活用に加え、産学官金の連携によるチームを構築して、専門性を活かし、スピード感のある組織体制も進めてまいります。

最後になりますが、新たな総合計画の下、「歴史と文化が薫り、人と自然が共生できる持続可能な島」の実現に向け、子どもからお年寄りまで、誰もがいきいきと輝き、豊かに暮らし続ける島づくりを目指して取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民の皆様、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、令和4年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で施政方針演説を終了いたします。

---

#### 日程第6 教育行政方針演説

○議長（佐藤 孝君） 日程第6、教育行政方針演説を行います。

教育長から教育行政方針演説の申出がありますので、これを許します。

教育長、新発田靖君。

〔教育長 新発田 靖君登壇〕

○教育長（新発田 靖君）

#### は じ め に

令和4年第2回（3月）佐渡市議会定例会の開会に当たり、佐渡市教育委員会所管に関する教育行政方針について申し述べさせていただきます。

皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

近年佐渡市においては、人口減少や高齢化社会の進行による家族形態の変容、家庭と地域の教育力の低下、いじめ・不登校の問題、ICTの急速な進展への対応など様々な課題があります。このような急速に変化し予測困難な社会において、子どもたちが自立的に生き、社会の形成に参画するために求められる資質・能力をより一層確実に育成するため、教育の果たす役割は極めて重要であります。

また、多くの市民が生涯にわたって学べるよう、様々な学習機会を充実させるとともに、学んだ成果を地域の諸課題の解決に活用できる学習環境の実現が求められています。

令和3年度においてもコロナ禍により、多くの制限を受けながらも教育大綱及び教育振興基本計画のも

と教育施策を進めてまいりました。その中で明らかになった課題を受け、令和4年度の方針について説明いたします。

#### 基本目標1 学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進

「施策1 学ぶ意欲を高め確かな学力を育成する教育」として、学力等に関する各種調査結果をもとに、佐渡市及び各小中学校における学力・学習習慣・生活実態等に係る課題を解明し、その解決を目指します。合わせて、ICT活用支援、教員研修の充実に重点的に取り組みます。

令和3年度は佐渡市においても、文部科学省GIGAスクール構想等に基づきすべての小中学校で、一人一台端末を活用した授業が実施され、ほとんどの学校で端末を家庭へ持ち帰っての家庭学習が始まりました。

令和4年度はさらに、大型提示装置の全教室配置やデジタル教科書の使用など、学校ICT環境の充実と効果的活用を推進し、児童生徒一人一人に合った個別最適な学びが保障されるよう新潟県教育委員会、市内小中学校長会や小中学校PTA連合会等と連携して取り組みます。

また、各校における「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進するために、佐渡総合教育センター主催の研修を引き続き充実させるとともに、指導主事が全小中学校に訪問し、授業参観・指導を行う「学校支援訪問」を実施し、教員の授業力向上を目指します。

併せて、小中学校における教育の質的向上を図るため、校務支援システムの導入を進めます。児童生徒の成績管理や健康管理など、多岐にわたる校務情報を一元的に集約、共有し、校務処理を効率的かつ効果的に行い、教員の業務負担の軽減を図るとともに、校務処理に要する時間が短縮されることによって、教員の教材研究のための時間や教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、よりきめ細やかな学習指導や生活指導に取り組みます。

「施策2 豊かな心、倫理観、規範意識をはぐくむ道德教育」として、特別の教科「道德」において「考え、議論する道德」の定着を図り、学校でのいじめ見逃しゼロ等を目指します。

また、佐渡総合教育センター主催「道德授業に関する研修」「人権教育、同和教育研修」を行い、市の課題や実態を踏まえた指導法等の研修を行います。合わせて、佐渡人権展に引き続き参加し、人権意識の育成に努めます。

「施策3 健康でたくましい心身をはぐくむ教育」として、令和3年度体力テストの結果から市内児童生徒の課題を明らかにしたうえで、「1学校1取組」を支援し、コロナ禍での低下が懸念される児童生徒の体力向上に取り組みます。

望ましい食習慣形成のために、各校の食育指導への支援を充実するとともに、佐渡の食材による地産地消を推進しながら安全な学校給食の提供に努めます。

「施策4 一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育」として、関係機関と連携しながら、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切かつ必要な就学・指導の支援体制の整備に努めます。

また、一人一人の実態に応じた適切な指導を行うために作成した「個別の指導計画」と医療、福祉、雇用等の関係機関と連携して作成した「個別の教育支援計画」の活用を推進します。

「施策5 人間性や社会性の基礎を身に付ける幼児教育」として、幼児の発達や義務教育への学びや生活の連続性を踏まえ、生きる力の基礎を育む幼児教育を子ども若者課と連携して推進します。



令和4年度より運用される「佐渡市公立保育園・幼稚園・認定こども園運営基本指針」では、『あそびは学び さまざまな物・人・自然と関わりとことんあそびこめる子ども ～未来を切り開く力の基礎を培う～』を基本理念としており、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確にした教育を進めることを示しています。

今後も幼児の実態を把握し、小学校への円滑な接続ができるよう、関係機関と連携して適切な就学支援を行います。

## 基本目標2 郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進

「施策6 佐渡を知り、愛し、誇りとするキャリア教育」として、佐渡への愛着と誇りをもった児童生徒を育成するため、佐渡の自然・歴史・文化への理解を深め、体系化した「佐渡学」を中核とする郷土学習を推進します。現在「佐渡学」の実施は、100%であり、すべての学校で総合的な学習の時間等に位置付けられ実施されています。今後も継続した取組を推進していきます。

また、キャリアパスポートについては令和3年度末に幼・保・子ども園のシートも作成し、令和4年度から幼児から高校生まで引き継げるものとします。

令和3年度は、すべての中学校と佐渡中等教育学校や羽茂高校とも連携して課題解決型職場体験に取り組み、約380人の生徒が97の事業所の協力のもと、実施することが出来ました。コロナ禍で受け入れが難しい事業所もありましたが、複数の学校を受け入れてくれる事業所の協力を得て、生徒は貴重な体験をする事が出来ました。

今後も、中学校における職場体験活動を充実させるため、課題解決学習を取り入れた指導への支援と受入企業の拡充を進めます。

「施策7 世界と共生する人材を育成する教育」として、グローバル化が進展する中で、外国語指導助手や英語専科教員等、人材の確保に努め、英語教育や国際理解教育の充実とコミュニケーション能力の育成に努めます。

また、GIGAスクール構想に基づき、情報化社会に的確に対応できる人材を育成するため、情報教育の充実やICT機器の効果的活用を推進します。

## 基本目標3 安全・安心な学校づくり

「施策8 安全な学校環境づくり」として、学校、家庭、地域が協力して、幼児児童生徒を見守る体制づくりを進めます。

また、警察や消防、災害のメカニズムを学ぶためのジオパーク推進室等、関係機関と連携した防災教育の実施を指導・支援します。

そして、学校施設の長寿命化改良を計画的に行い、児童生徒が安心して学べる環境づくりに努めます。

「施策9 安心して学べる学校づくり」として、『佐渡市いじめ防止基本方針』（改訂版）に基づき、いじめをしない、許さない、命を大切にする意識を醸成するとともに、いじめの未然防止、早期発見、即時かつ親身で丁寧な対応を図るために、学校との情報共有を強化し、組織的な体制づくりを支援します。

不登校児童生徒への的確な対応を進めるため、新潟県が示す「子どもとともに1・2・3運動」、佐渡市共通の取組で令和4年度よりデジタル化を図る「心の健康チェックアンケート」の活用を徹底し、早期発見に努めます。また、相談や支援体制においては、教育支援センターを整備して適応指導教室や訪問指

導事業等を充実させるとともに、子ども若者相談センター等の関係機関との連携を図ります。

#### 基本目標 4 高等教育・研究機関等との連携の強化

「施策10 大学や研究機関を活用した教育」として、大学や研究機関と連携し、その関連施設や職員を活用した教育活動を推進していきます。令和3年度には、新潟大学教職大学院と連携し、佐渡総合教育センターと大学院を結び、オンラインで授業を行いました。今後も積極的に高等教育・研究機関との連携を図ります。

また、新潟大学人文学部と連携協定を締結している協定事業として、人材の育成と地域社会の発展に寄与することを目的とした「佐渡学セミナー」や「シンポジウム」の開催を引き続き開催していきます。

加えて、令和4年度から学生の教育研究活動・情報提供の場として、博物館での資料整理や研修等での連携強化を図っていきます。

「施策11 大学・大学生等との交流」として、新型コロナウイルスの感染状況に配慮しながら大学関係者や大学生等を佐渡市に積極的に招致し、佐渡市の小中学校と交流する教育活動を広げます。

#### 基本目標 5 一人一人が学び続ける学習環境づくり

「施策12 公民館の利用促進」として、市民の暮らしが充実し、家庭や地域における課題解決のきっかけとなるよう、学習機会を提供するとともに、自主講座の活動支援も行うなど、公民館を生涯学習の拠点施設と位置付け、様々な教室や講座を開催します。

また、社会教育事業の一環として、キャンプなどの自然体験活動を通じた青少年の生きる力や社会性・人間性を育む事業や、家庭教育学級などでの親子の触れ合いを目的とした取組を行うとともに、高齢者の生きがいづくりや健康づくりの機会充実のため、各種教室や講座を行います。

併せて、地域の集う場、学ぶ場、つなぐ場である公民館分館の活動を推進し、居場所づくりや生きがい対策に努めます。

「施策13 スポーツの推進」として、佐渡市スポーツ推進委員や佐渡市スポーツ人材バンクを活用し、さまざまなニーズに対応できるスポーツ環境の充実を図ります。特に学童期のスポーツの習慣化を図るため、親子スポーツ教室を開催するほか、中高年がスポーツをする機会の充実と健康寿命の延伸を目的とし、ウォーキング教室、ヨガ教室、ストレッチ教室など気軽に参加できるスポーツ教室を開催します。

「施策14 佐渡の人づくりを支える、地域の学びの拠点としての図書館運営」として、幅広い市民が読書に親しみ学習できるよう、資料の充実や県内外の図書館と連携し課題解決に引き続き努めます。

特に令和4年度においては、親子連れや子どもたちに絵本に親しみ読書に楽しむ経験を提供できるよう、子育て世代や子どもを対象とした行事等を実施します。また、音声図書や再生機器を配備し貸し出すことで、高齢や障がい等により活字が読みづらくなっている方への読書支援に取り組みます。

「施策15 佐渡が誇る資産を活用した学習の推進」として、佐渡ジオパークの事業については、市民向け講座、親子体験、学校等での出前授業の充実を図るとともに、子どもの学習発表の機会を設け、ジオパークガイドを養成するなど、市内外から活動に参加し楽しく学ぶことができるような取組を進めます。

佐渡博物館では、見て、触れて、楽しみながら郷土を学び合う場を提供し、来館者に満足してもらえる博物館を目指します。

また、小中学校への出前授業や、ジュニア学芸員育成事業などを行い、子どもたちの考える力を育む機

会を提供し、郷土愛の醸成に努めます。

「施策16 文化・芸術の振興」として、誰もが文化・芸術に親しみ、文化活動に参加し、その担い手となるよう、さまざまな文化事業等を充実させます。

また、各地区公民館講座において、絵画や版画等の講座を開講し、芸術に触れる機会の充実を図るとともに、大規模改修によりリニューアルオープンした佐渡中央文化会館において、芸術・文化に触れる機会を提供いたします。

#### 基本目標6 家庭・地域の教育力の充実

「施策17 家庭や地域の教育力向上のための取組」として、児童生徒の健全育成と学習習慣の確立を目指し、PTAや公民館等において家庭教育の啓発活動を推進するとともに、貧困の連鎖を防止するための学習支援を子ども若者課と連携して進めます。

令和3年度は全ての小中学校が学校運営協議会において学校課題や地域課題についての熟議を重ねました。今後、学校運営協議会と地域学校協働本部が連携し、学校と地域の課題を共有し、「地域の子どもは地域で育てる」という視点を重視した取組を進めます。具体的には令和3年度までに「放課後子ども教室」は9校で実施されています。令和4年度も地域や学校に働きかけていきます。

また、令和5年度から始める段階的な部活動の地域移行に向けて、令和4年度は、関係機関で組織する検討委員会を立ち上げ、体制づくりに努めていきます。

「施策18 虐待や貧困から子どもを守るための関係機関との連携強化」として、令和3年8月改定の「学校からの通告のフロー図」に基づき、児童相談所や子ども若者相談センター等との緊密な連携で、虐待の予防と早期発見・対応に努めます。

また、就学支援が、必要とされる家庭に行き届くよう、引き続き周知徹底に努めます。

#### おわりに

『佐渡市教育大綱』の基本理念に基づき、学校・家庭・地域が連携し、課題を共有するとともに、『佐渡市教育振興基本計画』に掲げる施策を着実に実施していくため、文部科学省が実施している「地方教育アドバイザー制度」を活用し、令和4年度より継続的に、文部科学省職員よりアドバイスを受け、指標として掲げる令和6年度目標値を達成すべく取り組んでいきます。

また、児童生徒数や学級数が減少している状況を踏まえ、学校規模の適正化に向けた「佐渡市小学校・中学校再編統合計画」を令和4年度中に策定・公表し、小中学校の再編統合について、検討・協議を進めます。

本市の教育の充実・発展のため、各取組に対する議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。令和4年度の教育行政方針といたします。

○議長（佐藤 孝君） 以上で教育行政方針演説を終了いたします。

ここで15分間休憩いたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時30分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第7 議案第2号から議案第39号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第7、議案第2号から議案第39号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第14号）について）。本案は、歳入歳出にそれぞれ8億694万2,000円を追加する補正予算を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるところでございます。補正内容は、令和4年1月21日から新潟県全域を対象に、まん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、飲食店等への営業時間の短縮等の要請に御協力をいただいた事業者への感染症拡大防止協力金の給付に要する経費等を増額計上し、歳入ではその財源として県支出金を予算計上するものです。

議案第3号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国が推進する妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和、その他所要の措置を規定するため、条例の一部を改正するものです。

議案第4号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、職員が起こした窃盗事件及び職務怠慢による事務の不適正処理により、本市に対する市民の信頼を失墜させたことを重く受け止め、組織全体の規律を正し、職員全体に注意を喚起するとともに自らを戒めるため、市長にあっては4月分の給料月額から10分の2、副市長にあっては4月分の給料月額から10分の1をそれぞれ減額するため、必要な条例を制定するものです。

議案第5号 佐渡市教育長の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、教育委員会職員による公金官物処理不適性等の非違行為があったことを重く受け止め、組織全体の規律を正し、職員全員に注意を喚起し、また自らを戒めるため、本年4月分の佐渡市教育長の給料月額を佐渡市教育長の給与に関する条例に規定する額から10分の1を減額するため、必要な条例を制定するものです。

議案第6号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、消防団員の処遇改善を図るため、総務省消防庁において、非常勤消防団員の報酬等の基準が策定されたことに伴い、災害等の出動手当を出動報酬とし、また所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第7号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、地方税法の一部が改正されたことに伴い、未就学児の均等割額を減額するほか所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第8号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、温泉等入浴施設に関する新たな方針に基づき、地域住民の心身の保養及び憩いの場を提供するとともに、入浴を通じた健康づくり及び疾病予防や健康増進に資するため、過去に条例を廃止した健康保養センターを再び設

置し、市が責任を持って管理するため、必要な条例を制定するものです。

議案第9号 佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例の制定について。本案は、佐渡の子供たちが心身ともに健やかで、夢と希望を持って成長できるよう、子供を支援するための基本理念を定め、子供の最善の利益の実現と未来の佐渡市を担う子供たちが健やかに成長できる島の実現を目指し、条例を制定するものです。

議案第10号 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、放課後児童支援員の資格要件の緩和措置期間が令和4年3月31日で終了しますが、引き続き緩和措置を継続するため、条例の一部を改正するものです。

議案第11号 佐渡市認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、工期が延長したあいかわこども園について、令和4年4月1日から臨時的に別の施設で開園し、保育及び教育を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第12号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市立相川病院の常勤医師が1名となることから、佐渡市立相川病院を佐渡市立相川診療所とするため、条例の一部を改正するものです。

議案第13号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市営住宅の統廃合に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第14号 佐渡市辺地総合整備計画（令和4年度～令和6年度）の策定について。本案は、現行の佐渡市辺地総合整備計画の期間終了に伴い、新たに令和4年度から令和6年度までの佐渡市辺地総合整備計画を策定するに当たり、議会の議決を求めるものです。

議案第15号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第15号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ4億3,317万1,000円を減額するものです。補正内容は、市内の公立及び私立の保育所や幼稚園等における保育士等の処遇改善に要する経費及び道路除雪事業の経費を増額計上するほか、国の令和3年度補正予算に伴う事業の経費を追加計上するものです。また、事業の確定及び年度内所要見込額の算定に基づく減額などを予算計上するとともに、歳入では地方消費税交付金及び地方交付税を増額計上し、国、県支出金、財政調整基金繰入金などを減額計上するものです。

議案第16号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、歳入歳出予算額にそれぞれ2億3,200万円を追加するものです。主な補正内容は、歳入では、保険給付の増加に伴う県支出金の増額、財政安定化支援事業等の決定等に伴い、国民健康保険税を減額し、国庫支出金及び一般会計繰入金を増額し、基金繰入金を減額計上するもので、歳出では、保険給付費の増額を計上するものです。

議案第17号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳入歳出予算額からそれぞれ2,072万1,000円を減額するものです。補正内容は、歳入につきましては、現年度分保険料及び一般会計繰入金の減額、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上するものです。

議案第18号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第5号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ2億1,722万6,000円を減額するものです。補正内容は、歳入では、国庫支出金及び財産収入

の増額と支払基金交付金、県支出金及び繰入金の減額を計上し、歳出では、地域支援事業費及び基金積立金の増額と総務費及び保険給付費の減額を計上するものです。

議案第19号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について。本予算は、歳入歳出からそれぞれ506万4,000円を減額するものです。補正内容は、歳入では、サービス収入の減額、県支出金及び一般会計繰入金の増額を計上、歳出では、一般管理費の減額を計上するものです。

議案第20号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、予算の総額は変更せず、財源の内訳を更正するものです。補正内容は、サービス収入の減額、県支出金及び一般会計繰入金の増額を計上するものです。

議案第21号 令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ164万9,000円を減額するものです。補正内容は、造林事業受託事業費の減額を計上するものです。

議案第22号 令和3年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61万5,000円を減額するものです。補正内容は、造林事業受託事業費の減額を計上するものです。

議案第23号 令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を1億3,627万2,000円増額し、収入総額を17億1,771万9,000円に、支出を3,145万4,000円増額し、支出総額を19億2,604万7,000円に、資本的収支について、収入を132万4,000円増額し、収入総額を8億6,552万1,000円に、支出を21万1,000円減額し、支出総額を7億3,495万円とするものです。主な内容は、患者数見込み等の修正に伴う収支の調整、一般会計繰入金の精算的調整、両津病院における地域包括ケア病床導入による補正、相川病院における再編統合ネットワークに係る単独支援給付金などに伴う補正を計上するものです。

議案第24号 令和3年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を518万5,000円増額し、収入総額を25億8,776万8,000円とし、支出を2,392万3,000円減額し、支出総額を25億4,689万6,000円とするものです。また、資本的収支について、収入を7,945万1,000円減額し、収入総額を13億8,110万5,000円とし、支出を7,597万7,000円減額し、支出総額を21億3,047万7,000円とするものです。主な補正内容は、収益的収支では、水道料金収入の増額、一般会計補助金の減額、減価償却費等の減額と長期前受金戻入益の増額、人事異動に伴う人件費の減額及び委託料の減額であり、資本的収支では、施設改良費の減額とそれに伴う企業債等の減額を計上するものです。

議案第25号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を737万2,000円減額し、収入総額を34億5,750万1,000円とし、支出を552万6,000円増額し、支出総額を34億3,106万1,000円とするものです。また、資本的収支については、収入を5,594万5,000円増額し、収入総額を16億2,966万9,000円とし、支出を4,762万円増額し、支出総額を23億3,236万3,000円とするものです。主な補正内容は、井坪川の砂防指定地内盛土に関する調査業務委託の経費を予算計上するほか、事業の確定及び年度内所要見込額の算定に基づく事業費の増減などを計上するものです。

議案第26号 令和4年度佐渡市一般会計予算について。令和4年度予算は、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しつつ、財源確保の徹底や歳出の見直しを行った一方で、老朽化に伴う公共施設等の維持管

理、更新などの喫緊の課題に対応するとともに、新たな総合計画を踏まえた重点施策に集中的に取り組む予算として編成したところでございます。令和4年度一般会計予算案は、新型コロナ対策や庁舎整備などの合併特例債事業などが増加する一方で、借換債の皆減により、予算規模は453億6,000万円、前年度の当初予算に比べ1億8,000万円、率で0.4%の減となりました。歳入では、市税や地方消費税交付金等の増額を見込むほか、合併特例債等の有利な市債を活用しつつ、財政調整基金で財源不足の調整を行いました。歳出では、世界遺産登録推進関連事業や子供からお年寄りまで安心して豊かに暮らし、地域への愛着や誇りを持って活躍できる持続可能な島づくりの実現に向けた市民の意見を市政に反映する島づくり、産業振興と雇用が充実した島づくりなど6つの柱を基本とした重点施策を予算計上したものでございます。

議案第27号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、適切な医療の提供を行うための保険給付費及び県に納付する国民健康保険事業費納付金並びに被保険者の健康の保持増進を図るための保健事業費等の所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億2,700万円とするものです。

議案第28号 令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と被保険者への適切な医療の提供等を行うため、保険料及び運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金等所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,510万円とするものです。

議案第29号 令和4年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、被保険者の状況、介護施設及び居宅サービスの利用者の動向を基に、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業に要する費用を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億9,900万円とするものです。

議案第30号 令和4年度佐渡市小水力発電特別会計予算について。本予算案は、売電収入によって、本市が管理する土地改良施設の維持管理費等に充当するための一般会計繰出金及び施設の将来にわたる管理運営経費等に関わる所要額を計上したもので、歳入歳出の総額をそれぞれ3,500万円とするものです。

議案第31号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、施設入所及び短期入所等の介護サービスに必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,870万円とするものです。

議案第32号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、施設入所及び短期入所療養介護等の介護サービスに必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億960万円とするものです。

議案第33号 令和4年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、財産区管理会費など必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19万円とするものです。

議案第34号 令和4年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、造林事業、財産区管理会費など必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ336万8,000円とするものです。

議案第35号 令和4年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、造林事業費、財産区管理会費など必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ357万6,000円とするものです。

議案第36号 令和4年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、造林事業費、財産区管理会費など必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ336万8,000円とするものです。

議案第37号 令和4年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収支については、収入を15億3,977万9,000円、支出を18億4,634万円とし、資本的収支については、収入を2億9,349万9,000円、支出を2億4,387万円とするものです。主な内容としましては、地域医療確保のため、経営の効率化に努めて経営安定化を図るものでございます。また、新両津病院建設事業費の総額を令和4年度から令和7年度までの継続費として計上するものです。

議案第38号 令和4年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支について、収入を26億3,439万円、支出を26億3,439万円とし、資本的収支については、収入を14億8,864万円、支出を22億8,792万3,000円とするものです。主な内容としましては、国庫補助を活用した老朽管更新工事、配水管等敷設替事業及び施設増改良事業でございます。

議案第39号 令和4年度佐渡市下水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支については、収入を32億3,939万4,000円、支出を32億2,637万4,000円とし、資本的収支については、収入を16億3,241万円、支出を22億9,646万8,000円とするものです。主な内容としましては、交付金事業による公共下水道事業の汚水管渠工事、処理施設工事、雨水管渠工事及び漁業集落排水事業の処理施設工事などです。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） 説明は終わりました。

午前の会議はここまでとし、休憩いたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第14号）について）の質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） これは、要はまん延防止等重点措置の関係で、国の上乘せだということなのだろうと思うのですが、専決処分そのものが2月14日ですから、3月6日でまん延防止等重点措置が一回切れると。今日の報道でも、新潟県はやらないということのようなのだけれども、この8億円というのは一体何店舗で、どのぐらいなのでしょう。これまで似たようなものをしてきました。その関係でいうと、これ何回目になってどうなのか、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

今回の第14号補正予算につきましては、まん延防止等重点措置に関連する飲食店の時短営業等に関する協力金ということで計上のほうをさせていただきました。総事業費8億円ということにつきましては、こちら新潟県のほうから歳入として入ってくるわけなのですが、新潟県のほうで事業費の積算ということで



示された額、こちらのほうを計上させていただきました。店舗数につきましては、大体600店舗ということになっておりますが、実際には日中のみの営業であるとか、該当しない店舗のほうあるかと思っておりますので、これはあくまでも最大値の予算というふうに見込んでおるところでございます。

あと今回時短営業につきましては、昨年9月16日までの14日間、これについてまず1回目の時短営業ということでカウントしております。それにつきましては、対象店舗数、協力金の交付につきましては277件、事業者に交付しております。こちらにつきましては、条件がございまして、接待を伴う飲食店、それから酒類を提供する飲食店ということで、対象となっておりますので、今回よりも対象がかなり狭まっているということになります。今回の1月21日からの対象店舗につきましては、食品衛生法の飲食店の営業許可を受けている店舗ということになりますので、協力金の支給の対象も恐らく増えてくるものというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、3月6日が終わった時点で、県の計算でいうと600店舗ぐらいということなのだけれども、申請を受けて、それからということなのですか。何かもう既に申請があったものについては、その都度やっているのかなという認識もあったのですが、その辺はどうなっているのですか。こういった業種だけではなくて、コロナのことで本当にみんな困っているところがありますので、ぜひ教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

今回のまん延防止等重点措置の期間につきましては、当初から2月13日までということで定められておりました。協力金の支給につきましても、2月13日までを一つの期間として、それまでの協力金につきまして、2月14日から受付のほうを開始しております。それから先週の金曜日、新潟県のほうから飲食関連事業者に対する支援金を交付するという発表がございました。飲食店と取引がある事業者に対する交付ということで、28日、昨日から申請のほうを受け付けておるという状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 国のやつもいまだにもらえないみたいな話もあるのだけれども、そうすると、これ専決処分でやったものの、受付はしているのだけれども、配るということになるのか。その辺ちょっと、いつもこういったものは遅くて困るという話があるのだけれども、いつぐらいにはこれ配られることになるのか。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

2月13日までの期間のものにつきましては、14日から受付のほうを行っております。書類のほう確認をしまして、不備等がなければ速やかに交付という手続を取っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第2号についての質疑を終結いたします。

議案第3号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） いただいている資料の2ページを見て質疑いたします。

この非常勤職員に対する育児休業に関する条例、これが加わることは大枠はとてもいいことだと思っておりますが、その対象になる方が当該職員というのはもちろんですけれども、その配偶者までと。ただ、当世いろいろ複雑な御家庭があるので、これ以外の当該職員に係る同じような育児をする方ということがこの時代は対象として求められるかと思うのです。そこは検討されているのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 御説明申し上げます。

現時点では、この当該職員という形のもので検討したものでございまして、それ以外のものについては、今後もし必要であれば検討させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 今総務課長が御説明されたように、非常勤職員だけではなくて、正規の職員にもそのように該当しなければ、順番としてそうならないと思いますが、正規職員に対しても、そのような検討はされ始めているということでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 御説明申し上げます。

正規職員についても、現時点ではそこまでの検討はしていないのが現状です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑を終結いたします。

議案第4号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） これは、職員が起こした窃盗事件及び職務怠慢による事務の不適正処理によることについて、市長、副市長の自らの戒めということもあって、給料減額ということですが、これはどの案件に対して喚起する、あるいは御自身への戒めということなのでしょうか。もう少し明確に御説明願います。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 御説明申し上げます。

まず、一番の観点につきましては、懲戒免職の職員が出たということがまず1点目でございます。そ

れが同じような案件の中で、その前にもあった事案があり、複数の事案が重なったというところで、トータル的に戒めるという形のもので検討させていただいたものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 懲戒免職の職員が出た。その他ではなくて何件に対してですか。というのは、その後今度は教育長が議案第5号のほうでは減額ということになっていて、どう関係するのか、そのことが分かるように質疑したいと思います。何件ですか。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 信用失墜行為を行ったことに対する処分という形の中で、それを受けてやっておるものでございます。2度の逮捕で懲戒免職、それからその前にも消防職員でありますけれども、停職ということもございましたので、トータル的に含めまして、そのように検討させていただきました。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第4号についての質疑を終結いたします。

議案第5号 佐渡市教育長の給与の減額に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 今ほど市長、副市長が減額をする理由の中に、職務怠慢による事務の不適正処理に対する責任というものを記されている一方、それは恐らくこの社会教育課の職員に係ることかなと推測するのでありますが、一方この教育長のほうは、公金官物処理不適正の非違行為、市長、副市長は職務怠慢、教育長は非違行為に対してこれ職員全体への注意喚起と自らへの戒めと。このことは、どうして教育長と市長、副市長と違うのか、そこの御説明をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私と副市長につきましては、一個一個の責任というよりも、やはり複数といいますか、この事実があったことに対して、市民の皆様本当に申し訳ないというところの中で、職員全体も併せて反省をするという点で、自らということをお願いを申し上げておるところでございます。教育委員会の案件につきましては、直接教育委員会で起きていたという責任の問題もあるということになるわけでございます。そういう点で、市長、副市長としては、全体の市民の皆様への信頼の失墜行為の責任を取ることによって処分をさせていただきますし、教育長にもそういう側面を持ちながら、自主的に教育委員会で起こった事件を防げなかったという教育委員会の問題もあるというふうに考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 教育委員会は、教育をつかさどる大切な部署ですから、様々な影響ということを考えることは、私はこれはある意味では適正なのかなと思うのですが、ただ職員の懲戒処分を受けた方のまたさらに直属の上司も、3か月にわたって減給10分の1と、かなり私は重いと。ちょっと重過ぎかなと思

うぐらい非常に重いと思うのです。それに対して、教育長は10分の1、1か月ですか、このバランスというのは、どのようにお考えなのでしょうか。特に規定があるわけではないと思うので、お考えをお示してください。

○議長（佐藤 孝君） 坂田教育総務課長。

○教育総務課長（坂田和三君） 御説明をいたします。

上司につきましては、先ほどお話ありましたように、減給10分の1、3か月という処分でございます。これに関しましては、昨年10月にも事務処理の不適正がありまして、嚴重注意をしてございます。それから、今回の事案というところでもございまして、なおかつ今回の事案については、注意義務といいますが、さらにしっかり職員の管理をしていれば防げることができた事案というところも含めて、上司としての責任を重く問いただしたというか、その部分を見まして、先ほど申し上げた処分とさせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） これ所管の委員会でもう少しやっていただくのかなと思うのですが、直属の上司は、部下がちゃんと報告したという説明を私は信じた。それが処分の対象として今度3か月、10分の1というのは、私は重いのではないかなと。そのことを今さら言ってもしょうがないと思うのですが、ただそのぐらいに値するのだと。自分の部下の説明を信じるのが、非常に重いことなのだとすることを教育委員会が示したようなこの間の処分ですから、そうすると教育長のお考え、どのような根拠で10分の1、一月ということなのか。部下がやりました、仕事しましたということを経験したことが問題だったと、私にはそういうふう聞こえるのです。それは教育委員会として、ちょっとその評価の仕方が違ったのではないか、いやいや、やっぱり3か月、10分の1なのだとおっしゃるのであれば、今回の教育長の減額も、私はもっと重いものかなと。そこはちょっと市民に分かりにくいのです。これは、また詳細を委員会で…

○議長（佐藤 孝君） 簡潔をお願いします。

○13番（荒井真理君） 御説明いただければと思いますが、教育長のほうから今御説明いただければお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） このたびの上司の「信じた」という言葉、それも大切にしなければいけないというお話も分かるところでありますけれども、扱っているものがお金ということでありまして、それについて、今話しましたように以前にもそれがきちんとそこでは処理できなかったという事実、それについてきちんと処分というか、注意をしっかりとした上で、今回そういうことが4月からまたあったということもあって、先ほど申し上げましたように、注意してというか、信じるという中身の在り方として、こういうことをしっかりと一緒になって点検するというのも大事だと私は思っております、そういうことが上司の仕事として一つの責務であるというふうに思っておりますので、このような処分が妥当であるというふうに判断いたしました。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第5号についての質疑を終結いたします。

議案第6号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

駒形信雄君。

○14番（駒形信雄君） これ消防団員の報酬が上がるというのは、大変ありがたいし、いいことだと思いますが、この比較を見ると、この報酬、今回の新しいほうは年額報酬と出動報酬と分けてあります。今までのその支払いの関係は、こういう支払いの体制をつくっていなかったのですかということがまず第1点と、火災も含めて災害の場合ですが、4時間で区切るという、半日体制で大体区切っていると思うのですが、例えば火災の場合に、鎮圧してそれから鎮火までに時間がかかります。そうすると、所属の分団は、完全に鎮火するまでは残って監視をしなければならない。そういった場合に、この出動報酬のどこの基準が当てはまるのか、その辺のところ説明してください。

○議長（佐藤 孝君） 羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） 御説明いたします。

今回の報酬の改正でございますが、これまで災害等の出動手当については、費用弁償として、1回につきということで支払いのほうをしておりました。今回、年額報酬1つだったのを年額報酬プラス出動報酬というものを新たに創設いたしまして、活動に対する費用弁償から出動報酬として、日額報酬に改正して支払うものでございます。

また、鎮圧、鎮火後の監視でございます。火災についての監視でございますが、火災に対する出動手当は出動手当で支払いまして、鎮圧後、消防団の監視につきましては、警戒という区分で、新たに違う出動手当を支払っております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） これは、国の地方交付税、財政措置が大きく変わったというところで変わっているのだと思います。提案理由の説明にもあるように新たに創設されたわけです。そこで聞くのだけれども、国が言っているのは、今ちょっと答弁にもあったけれども、年額報酬は標準額を3万6,500円ですと。出動報酬については1日当たり8,000円、もう一つは費用弁償については、旅費やガソリン代は別途措置するというのが国なのだけれども、この4,000円、8,000円というのは、具体的に例えば今言った出張は別途やる。それともう一つは、支給については個人にやれというのが新しく厳しくなっていますが、その辺どうなのか、お尋ねをしたい。

もう一点は、令和3年4月に団員が減っている、自然災害いろいろなものが多いという中で、引き上げたのだけれども、どうやってこれをやるかという、各市町村において消防団と協議の上、十分な検討を行いやりなさいよということで、消防団員のほうから何かいろいろともうちょっとしてほしいとか、これだけではないですが、当然あったのではないかなというふうに思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（佐藤 孝君） 羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） 御説明いたします。

今回総務省のほうで消防団員の報酬等の基準というのを策定したところでございます。まず、報酬及び

費用弁償は、個人に支払うという部分でございます。佐渡市においては、合併以前から消防団員個人に対して市町村から直接支払いをしております。また、年額報酬こちらにつきましても、標準額として3万6,500円という数字が策定されておりますが、現在佐渡市においては2万5,000円の年報酬を支払っております。現在佐渡市の現行の2万5,000円につきましても、県内でも上から4番目の報酬額でございまして、こちらについては、今後県内の動向を見ながら進めていきたいというふうに考えております。

あと出動報酬8,000円でございます。1日8,000円、こちらにつきましても、国のほうでは基本的に大規模災害時において、これまでは費用弁償にて1回2,500円とか、各市町村で決められた金額でございましたが、長時間、長期にわたるといことで、費用弁償から出動報酬1日8,000円という基準が作成されて、佐渡市においても1日8,000円、4時間以上8,000円、4時間未満4,000円といことで、今回の改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 質疑の意図が伝わらなかったようなのですが、分かりやすく言えばさっき言ったように2万5,000円というのでしょうか。国自体が地方財政措置の中で、交付税の中で入れるというわけだから、それなりにやっぱり検討するし、先ほど聞いたけれども、まず消防団の意見を聞いてやりなさいよということなのです。それがあからこうなるのではないのか。あなた方から見ると、県内で4番目に高いからいいだろうという話ではなくて、国は災害が多いこと、消防団員が激減して大変だということの中で、今回財政措置をしっかりと決めたのです。新年度予算でも聞こうかとは思いますが、そういう意味でいうと、8,000円も何のことはない、ぎりぎりの単価ではないですか。だから、消防団と話をした上で、こうすればもしかすると消防団員も集まるかもしれないということも含めてやった上の提出ですか。

○議長（佐藤 孝君） 羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） 御説明いたします。

消防団との協議でございまして、これまで消防団本部会議において説明し、この方向で進めたいといことで、またそのほかにも今回の改正で基準を策定するに当たり、負担が大きいといことで、訓練の見直しとか、その辺も十分協議するようにといことで、そちらについても消防団のほうで協議を進めているところでございます。交付税措置につきましても、今回見直すといことで、国から情報がございました。確かにこの部分、報酬の部分では見直しはございましたけれども、消防費全体に対する交付税措置は、逆に減額となっているものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） それを言っは身も蓋もない、前の福祉灯油と同じものだ。特別交付税と言ったっでどうなるか分かりません。新年度予算の外部人材は特別交付税でやるみたいな話だから、やっぱりしっかり国がどういことでやろうとしているのかといことで、現場の意見を聞いたのかと。やったといけれども、あまりやっていないのではないのか。こういう8,000円ではなくて、これが私は消防団員はもうちょっと上げてもらえないかといのだけれども、私の知っている消防団がなかなか成り手不足になっているのも抱えているのだけれども、本当に十分な話し合いをしたのですか。

○議長（佐藤 孝君） 羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） 御説明いたします。

十分なといいますと、どこまでが十分かと私も分かりませんが、今回の改正は昨年度4月から話がございましたので、それについて消防団とも話してきました、この後訓練の見直し等もしていかなければならないということで、消防団との協議についても、重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第6号についての質疑を終結いたします。

議案第7号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） これは佐渡市が全国にも先駆けてやっている子供の均等割、言葉を変えた人頭割なのです。社会保険のあれにはないはずですが、赤ちゃんがオギャーと生まれると、国民健康保険で1人当たり2万円とか、3万円の均等割が取られるということで、佐渡市は第3子は減免ということをやっている。今年度さっき市長の提案理由の説明にもあったように、国が半分見るというわけだ。未就学児、佐渡市は18歳まで、その誤差が出る。この間市長は、今までの制度を引き継いだいい制度にしますということなのだけれども、具体的にはどうなりますか。ほかの自治体では、このことはもう既に告知をして、軽減なし世帯だと何人、2割軽減だと何人、5割軽減だと何人というのが出ているのですが、対象者数はどのぐらいの見込みになりますか。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 御説明いたします。

こちらにつきましては、国のほう制度改正ございました。今まで7割、5割、2割の軽減ございましたが、今回子育て世帯の具体的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、この国民健康保険制度において、均等割保険料を軽減するというものでございます。今までありました7割、5割、2割の残りの部分、こちらについて新たに5割軽減をするというものでございます。対象者数については、今のところ未就学児160名を見込んでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 違うでしょう。5割は5割でまた軽減するのです、均等割。佐渡市もそうなっているのか、違うのか。それが1つと、前の制度との関係はどうなるのですかと。未就学児は均等割、国が2分の1、県が4分の1、佐渡市が4分の1を持つのは分かるのだ。だけれども、第3子については今まで18歳まで頑張って均等割軽減していたわけではないか。今言った160人というのは、つまり160人いて全員18歳にしたのか、未就学にしたのか、大した金額ではないでしょう。どういうふうにしたのか教えてください、その辺。少なくとも他市のホームページを見ても分かるのだけれども、もう既に告知していますから、4割がどうなるのか、何割がどうなるのかと。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 御説明いたします。

今までありました7割のところは、今度さらに増えまして、8割5分の軽減になります。5割につきましては7割5分の軽減、それから2割につきましては、6割の軽減という形になります。それから、今までなかった方々については、5割の軽減ということになります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） だから、今までの制度で18歳の部分と未就学の部分が2つあるでしょうと。さっき160人と言ったけれども、見込みでどうなのかと聞いたのです、議長。同じこと2回言っています。他市はそういう見込みも含めて、うそだと思ったらインターネットで引っ張ってみてください。出ていますから、見込みで。だから何人の何で、制度はどうしたのですかと。第3子の全て減額はなくしたのか、言わないところを見ると、なくしたっぽいけれども。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 御説明いたします。

今までありました多子減免、こちらについては従来どおり存続する予定でございます。それに付け加えまして、未就学の部分だけ、そちらについては今度国の制度に乗って二重に軽減を図るというものでございます。

〔「何人だと聞いている」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（磯部伸浩君） 細かい人数はございませんが、未就学については160名、第3子以降の数については40名ございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第7号についての質疑を終結いたします。

議案第8号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 議案第8号についてお聞きいたします。

入浴施設あり方検討会の報告が2月14日に提出されまして、その後2月15日に市民厚生常任委員会で報告されております。このとき傍聴しておりました。手続的にはこれから意見を聞いて市の方針を出すというようなこともお聞きしましたが、改めて新たな方針を出すのに、今回条例が提出されておりますが、どの程度検討したのかが第1点。

もう一つ、これまでの市の方針の変更でありますので、常任委員会での内容審査とか、市民の意見聴取というのを経ないで、いきなり条例改正というのは、ちょっと議会としてはいかがなものかというふうに考えておりますが、こちらについてお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 御説明いたします。

これまで使用貸借により契約してございました。その期間については、従来どおりもう1年ございます。



それ以降についてというところで考えた上で、やはり業者のほうに聞いてみますと、コロナ禍の影響もあって、今までは経営の継続が困難だということがございました。私どもとしまして、どうやって市民サービスの水準を変えずに続けていけるかということを考えました。その中で今回条例を出させていただきましたが、3施設については指定管理、それから1施設については譲与の方向性、そういったもので考えてございます。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 経過のほうはよく分かりましたが、今までこの入浴施設の問題については二転三転、いろいろなことで議論をされてきたと思います。そういう意味からして、やっぱり議会にも一定の時間で検討の時間が必要だったのかどうかということをお聞きしたいのですが。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 御説明いたします。

この後あと1年しか今の使用貸借の期間ございません。それ以降という話になってきた場合に、今条例を上程させていただいておりますが、指定管理というスケジュールを考えた上で、今回上程させていただかないと、次に公募等をかけられないということがございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） スケジュール的なことは分かりました。ただ、市民の中でもいろいろ不安視とか、言いたいことを言いたい人もたくさんいます。そういう意味からして、やっぱり拙速過ぎると思います。この後は常任委員会でやると思いますが、きちんと議論いただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 二、三点聞きます、分かりやすく。

1つは、この条例は9月いっぱい廃止した条例でしょう。当時審査した常任委員会は、ビューさわたというところは、十分やっていけるということで廃止しましたと言ったのです。私が言いたいのは、市民の貴重な財産をあちらにやったりこちらにやったりと、そんな話はないだろうというのがこの前の6月の議会のときの私の質疑だったのですが、これどういうことでこういう経過になったのかがまず1点目。

2点目、何でこの指定管理に戻す。健康施設として市が維持していくというのは、それはそれでいいです。それはそれで私は見識あるものだと評価しますが、何で新穂湯上温泉が抜けているのか、1年後なのに。みんな同じところに置かなければ駄目でしょう。新穂は、今の業者が受け取ってくれるからということなのか、そういうわけでもないでしょう。今コロナでこれだけ厳しい中なのだから、この1年間の間にどうなるかも分からないのだ。この結論ありきで、令和5年4月というのは、これ問題ではないでしょうか2点目。

3点目、温泉そのものでいえば、相川温泉は一体どうなったのか。いまだに宙に浮いてけりもついでいない。あそこに7,000万円税金つぎ込んで、一般的に言うなら契約違反だということになるならば、市民の税金でちゃんとやっていないという話だから、ここにどんなふうに出てくるのか。

もう一点、平成22年ぐらいからもめてもめて、もめている案件なのです。議員全員協議会のとき思わず委員長が滑って質疑をしてしまったようですが、今丸め込まれているようですが、何で議員全員協議会ぐらいをかませなかったのですか。こんな重要な問題は、全議員が把握する必要が絶対あります。さっきも

質疑ありましたが、利用者にも十分な説明していないでしょう。それで答えありきで、新穂潟上温泉を抜いた条例をつくっている。こんなやり方私は拙速で、住民を無視したやり方だと思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

今のここの条例にないところは結構です。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 御説明いたします。

1点目の9月いっぱい廃止したというところにつきまして、それまでの間は、入浴施設あり方検討会のほうから出ておりました中間報告、こちらでも出ていたように、当面は従来どおりのやり方で、公募をかけて廃止という報告が出てございました。そういったこともございまして、あの時点ではそのような形を取らせていただきましたが、このたび最終報告のほう出てきました。その中で、今実際やっていることが指定管理相当ではないかということもございました。なので、こちらについて指定管理ということをやらせていただきましたが、もう一点のほうの新穂潟上温泉のほうについてはということもございまして、こちらにつきましても、早いうちから今の業者のほうでは引き受けてもいいというお話もございました。実際にコロナ禍ということで、今収支のほうは下がってはございますが、通常でしたら経営のほうもなかなかということもございまして、実際にほかの施設のほうも、この方はやられておるというところもございまして、経営努力によっては、この施設についてはやっていけるというふうに判断してございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 議長に一言、条例以外はいいと言ったけれども、聞いたことも答えていないのです、そちらは。そうすると、利用者や住民の意見をしっかり聞いたのかと、少なくとも議会では議員全員協議会もやっていないから、市民厚生常任委員会では十分やったのだろうけれども、こんな話ではないです、今までの歴代政権の中で。それはおかしいと思うのだが、どうか。

新穂潟上温泉の話に言及がありましたが、あれだって随意契約でだかだかと渡せばいいという話ではないです。もし財産をあれするのだったら、形式上公募するのです。だとするならば、今やってすぐ来年こうだから移ってくるのは分かるけれども、また1年ずるずる置けばいろいろなことがまた生まれるのだ。そういう意味では、新穂潟上温泉はもうそこにやることに決めたということなのですか。それともまた議長は関係ないと言うかもしれないけれども、全体としては、相川温泉はどうするのかという話もちょっと聞かせてください。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 市民の意見を聞いたかということについては、今回提案しているものにつきましては、市民サービスの水準を変えたくないというところがございまして、なので、そこについては今考えてございませぬし、それから新穂潟上温泉につきましては、当然ながら公募という形を考えてございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第8号についての質疑を終結いたします。

次、議案第9号 佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例の制定についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

室岡啓史君。

○8番（室岡啓史君） 佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例の理念条例についてお尋ねします。

2019年佐渡市議会の市民厚生常任委員会で、明石市に視察に訪れた際、明石市こども総合支援条例を2016年に制定しているというところでありました。それで、その情報も執行部に共有しております。昨年度から子どもが元気な佐渡が島（たからじま）事業や多子世帯出産成長祝金事業等を整備しているというところで、何で今になってやっとこういった条例が出てきているのかというところについて説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） 御説明いたします。

まず、議員のほうから御提供いただきました明石市等の条例等も参考にさせていただきながら、やはり子育て支援に対しての明確な役割分担とか、そういったところが必要であろうというふうに考えております。また、子ども・子育て支援事業計画の中にもうたわれているところでございます。あわせて、当市の最上位計画であります総合計画等が策定の準備を進めておる段階でしたので、来年度からスタートするという総合計画に合わせて、本条例についても御提案をさせていただいたところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 室岡啓史君。

○8番（室岡啓史君） 市長にお尋ねしたいと思います。

やはり理念条例というのはつくって終わりではなく、むしろつくってからが重要になってくるというところで、こういったすばらしいものをどうやって市民の皆様一人一人に共有して、それぞれの心の中に子供を大切にしようというような気持ちを醸成していこうと思っているのか、答弁を求めます。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず、条例ありきで施策がついてくるのか、施策を進めながらしっかりとこの市の方向性をつくっていくのか、これは両面あるというふうに私は思っています。この中で、佐渡市の子育てについては、やはり人口減少を含めて、結婚の対策からもちろん妊娠するまでの対策、そして生まれてからの対策、これワンセットになってくるわけです。こういうものをしっかりとお子様が生まれるのを本当に地域が喜んで、うれしいなど、佐渡に子供が生まれるのは大事なことだねということを再度認識していくという必要性を今施策を打ちながら、やっぱりもっとしっかりと出していこうという思いの中で、1年間しっかりと計画をつくりながら、今回条例を出させていただいたということでございます。その中で、やはりこれにつきましては、市民の皆様、そして子育て世代の皆様、そして企業の皆様、これ全て子育て世代に関わる方が理解をしていかなければいけないということになっておりますので、この移住定住の施策と合わせながら、この佐渡に暮らすというところの中での子育てというものをしっかりとクローズアップしながら、市民の皆様、移住定住の皆様、そして企業の皆様にしっかりと訴えていきたいというふうに私は考えております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 私のほう、今ほど説明がありましたこの条例の位置づけのことを聞きたいのです。

先ほど答弁では、基本構想に基づく総合計画と対をなすものだという話があったのですが、言うまでもありませんが、子ども・子育て支援事業計画があるわけでしょう。これ策定義務があって、この計画との位置づけはどうなりますか、それが1つ。

私が一番気にするのは、佐渡市中小企業・小規模企業振興条例、平成28年につくったのだけれども、つくっただけで置いてきぼりということになりはしないかということで聞きたいのですが、位置づけはどうか。理念条例の前も、いろいろな条例のタイプがあるので、私が見るところでいうと、市民協働型だというふうに思うのです、責務を定めていますから。行政運営条例タイプというのは、行政のほうの中身だけ、今回ののは企業の責務や親の責務を定めているのだけれども、これはどのような認識でつくりましたか。

○議長（佐藤 孝君） 市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） 御説明いたします。

本計画、この子ども・子育て支援事業計画のほうにも書いてございますが、やはり最上位計画の下の個別計画として、こちらのほうはございます。この実行することについて、今回の条例については、これを包括したような理念条例というような形を考えております。

それから、企業と事業者等の努力義務というか、努めるものとするというような形で今回の条例では書かせていただいております。当然策定に当たり、他市の条例等も拝見をしながら、佐渡市に合った形をつくらせていただいておりますけれども、事業所等につきましても、この計画を策定する際の会議の委員がでございます。かなり多種多様な方々から知見をいただいておりますので、その方々に対しこういう条例について施行したいのだけれどもというような御意見を伺い、その御意見を反映したものをこの計画とともに進めてまいりたいという認識でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、今の子ども・子育て支援事業計画、ちょっと上のほうになるのだらうと思うのですが、今国のほうでは子ども基本法をつくるかつくらないという議論もされているところですが、昨年11月には、新潟市が子ども条例をやりました。こういった条例をつくる際には、パブリックコメントというのは必ずあるものですが、パブリックコメントではどのぐらいの意見が集まりましたか。

○議長（佐藤 孝君） 市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） 御説明いたします。

今回この条例につきましては、パブリックコメントという形ではなく、先ほど申しあげました子ども・子育て支援事業計画の委員の方々、市民の代表として出ていただいておりますので、その方々17名の御意見を踏まえて、条例をつくらせていただいて、御提案をさせていただきました。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 3回目です。市民厚生常任委員会では十分やったのかもしれませんが、近代的なこういった理念条例をつくるのだったら、パブリックコメントは常識です。17名の委員がいかがが何しようが、その辺市長どう思いますか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 広くお答えを聞くということでは、パブリックコメント必要かというふうに思っておりますが、今回の計画、1年間様々な議論をしながら策定したということですので、民意はそれなりにしっかりと反映できているものというふうに認識はしております。ただ、今後ともパブリックコメント等につきましては、適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第9号についての質疑を終結いたします。

議案第10号 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今の子育ての条例ではないけれども、その放課後児童の関係でいうと、生活の場として提供するというのが国の定義なのだな。学童保育と放課後子ども教室とはまた違うわけだ。そういう意味でいうと、しっかり資格が要るということで、今言われているのだけれども、これを緩和措置を継続するということは、結局そういう資格養成者は無理だということなのか、どうなの。

○議長（佐藤 孝君） 市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） 御説明いたします。

今回この支援員については、やはり県の研修が必須なのでございますけれども、今年度もいろいろお願いをしながら人数を増やしていただきたいというようなこともお願いしてまいって、養成には尽力しているところでございます。ただ、今回条例改正、やはりみなしという形で、この3月で切れるものですから、4月以降運営するに当たっては、やはり人材不足が否めない。なので、延長させていただきたいということでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第10号についての質疑を終結いたします。

議案第11号 佐渡市認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第11号についての質疑を終結いたします。

議案第12号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 確認だけします。

現状で医師もいないから仕方がないという側面はあるのだろうけれども、私はこれコンクリートに固め

て、医師が急に増えるとは思いませんけれども、一時的な当面の現実に合わせて措置だというふうに考えているのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） 御説明いたします。

当面かどうかということは別にして、現実的に病院ということの名のれませんので、これは変えるしかないということでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第12号についての質疑を終結いたします。

議案第13号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第13号についての質疑を終結いたします。

議案第14号 佐渡市辺地総合整備計画（令和4年度～令和6年度）の策定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第14号についての質疑を終結いたします。

議案第15号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第15号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第15号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第15号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第15号についての歳出に関する質疑に入ります。

1款議会費から4款衛生費までについての質疑を許します。

北啓君。

○7番（北 啓君） 人件費のところでお尋ねします。

今回保育士の処遇改善に伴う賃上げの経費が計上されてあります。昨年末に国会にて成立した補正予算では、介護職員や看護師らの月収を今年2月から引き上げるための経費が盛り込まれているわけですが、今回当市においてもそれで上程されていると思うのですが、保育士だけのように感じます。ほかの職の方たちはどうなっているか、説明を求めます。

また、保育士に関しては1人当たりどのくらい賃上げになるか、説明を求めます。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 御説明申し上げます。

今回の補正予算の中に含まれておるものにつきましては、会計年度任用職員の保育士と幼稚園教諭でございます。介護士、それから看護師等につきましては、国が示しておるものの中では、2月からのもの、それから10月から適用するような形のものというような形で段階を踏んでおりますので、看護師それから介護士等につきましては、次年度診療報酬の改定がございますので、そういったことも踏まえまして、その状況を見ながら、会計年度任用職員全体としての処遇改善の委員会がございますので、そこで検討して改めて計上させていただきたいと考えております。

今回の保育士、幼稚園教諭等につきましては、月額9,000円の賃上げの予定でございます。

○議長（佐藤 孝君） 北啓君。

○7番（北 啓君） 介護士と看護師については理解できました。

保育士に関しても、国の補正予算では9月までの経費がたしか計上されていたと思うのですがけれども、佐渡市においては、保育士の10月以降の考え方についても、介護士と看護師と同じように、段階的に検討していくという考えでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 御説明申し上げます。

保育士についても、10月までは補助金、それからその後は交付税算入というような、そういった形でございますので、財源等も併せまして全体的に一緒に検討させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 同じところですが、予算書で言えば今言ったその35ページの保育所費、続いて子育て支援費の先ほどやった放課後児童の関係もそうなるのかなと思うのだけれども、違うでしょう、今岸田政権が言っているのは、成長と分配の好循環をつくり出すということで、2月からやれと。公的分野の分配機能も強化しなければならぬですよと言っているのです。そういう意味でいうと、さっき質疑があったように、看護師、介護士、保育士、学童保育などの職員を対象に、公も含めてやりなさいよと。なかなかやらないものだから、国が通知を出して、2月18日で改定して出しているでしょう。1回目は駄目でも、2回目にちゃんとやりなさいよということになっているわけではないですか。それとの関係はどうなのですか。10月が云々という話ではなくて、どうなっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 御説明申し上げます。

会計年度任用職員等、そういった対象の職員がいる所属の集まりの中で、処遇検討委員会等を設けて検討しております。その中でも、現時点でできることという形の中で、保育士、幼稚園教諭というような形で検討させて、今回の補正予算に計上させていただいたものでございます。この後引き続き検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、市の関係でいうと、会計年度任用職員の保育士だけなのですか。先ほど言った学童保育の問題や市の看護師の問題やいろいろなものがあると思うのだけれども、4分野ぐらいある。介護士、看護師、保育士、学童保育の職員など、主に3%、9,000円ということなのだけれども、

どの分野まで行っているのですか、保育士だけなのですか。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 御説明申し上げます。

今この補正予算の中に入っておるものは、保育士と幼稚園教諭でございます。この後検討させていただくものにつきましては、国で示しておるものを含めた中で、トータル的に検討させていただきます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ですから、国の通知が2月18日に出ているでしょう。17日に出てすぐ改定しているのです、あまり出てこないものだから。私岸田政権は賛成ではありませんけれども、国は、成長と分配の好循環といって、公的分野の分配機能も強化しなければならないということなのです。このことによって民間の賃金にも影響するという流れなのです。どうしていくのですか、10月まで。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 10月というのは、国がそういった財源等を切り替えるという形の方針が示されております。私どもが言っておるのは、診療報酬の改定もでございますので、そういったことも含めて、新年度に入りましたら、きちんと検討させていただくということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 2款総務費について、26、27ページの国庫負担・補助金返還金の1,619万6,000円が発生した件について、これどうしてこの補助金返還の対応が遅れたのかということ、その理由を御説明お願いします。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） 御説明いたします。

今回のこの返還につきましては、令和2年度の交付金でございます。令和2年度につきましては、85事業実施しております。そのうち80事業は、令和2年度内に完了してございます。残りの5事業が繰越しをしまして、今月までの事業となっております。この繰越しを含めた事業完了が今の時点というところで、このたび繰越事業が終了するのを迎えます、令和2年度も含めた全ての事業が完了するということで、実績報告を国のほうに出す段取りとなっております。その中で、精査をしたところ、概算でいただいております金額が13億4,802万7,000円ございました。その中で、実際に実績として使ったお金が13億3,183万1,610円というところで、この差額を使っていない額について、国にお返しするというものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） そうしますと確認ですが、これは令和2年度中に終了しなかった。令和3年度まで続いていた事業、5事業についての返還、精算だというふうに理解していいのかということ。

それから、申し訳ない、先ほど私ちょっと質疑を忘れましたが、次の28、29ページのコミュニティ活動推進費、これは当初予算が8,638万1,000円、そして今回の補正で減額が2,048万円もあって、約4分の1も減額補正しています。こういうのは、コロナでなかなかいろいろなコミュニティ活動ができないことは読み込み済みだと思うのですが、使い切れなかったことは非常に残念だと思います。これ何が原因でこの大きな減額につながったのでしょうか、併せて御説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。



○企画課長（猪股雄司君） 御説明いたします。

今回の返還につきましては、令和2年度内に完了した部分の80事業の精算でございます。完了した時点の見込みで概算でいただいております。それがそこまで達しなかったというものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

コミュニティ活動推進費2,048万円の減額のうち、事業でいいますと、地域の活力再生事業1,248万円減額ということでございます。あと人件費のほうも800万円減額ということでございます。これにつきましては、当初予定しておりました地域おこし協力隊、私どものほう募集をさせていただいたのですが、結局ちょっと応募のほうが集まらなかったということもございまして、この3月議会で減額ということにさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） ちょっと追い打ちをかけるようで申し訳ありませんけれども、これは報酬減と委託料減ということですが、これ計画には何か問題はなかったのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

こちらにつきましては、特に支所、行政サービスセンター10地区の協力員ということで、募集のほうさせていただいたところなのですが、ほとんど応募のほうがなかったということでございます。これにつきまして、年度途中に応募の業者等もまた追加して対応のほうをさせていただいたところなのですが、最終的に応募のほうがなかったということでございます。また、令和4年度も引き続き募集のほうは続けてまいりたいというふうに考えておりますので、募集の方法であるとか、具体的にまたちょっと改善のほうもしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 2点あります。

まず、1点目なのですが、27ページのUIターンの引越し補助金です。これは、当初予算で200万円上げられていたのですが、今回減額で155万円マイナスということで、ほとんど実績が上がらなかったのかなというふうに思うのですが、もう少し工夫の余地があったのではないのかなというふうに私は思うのです。新年度にはまた予算が計上されているものですから、その部分どういうふうに考えられたのかというのをお聞かせいただきたいです。

もう一つは、次の29ページになりますけれども、雇用機会拡充事業補助金減ということで、予算が約4億2,000万円に対して、マイナスが1億円強ということで、全体的な件数が上がってきているという認識でしたのですが、これ4分の1ぐらいが減額ということは、どういうことがあったのかなと、そこは確認させていただきたいと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 渡邊移住交流推進課長。

○移住交流推進課長（渡邊一哉君） 御説明いたします。

引越し補助金につきましては、条件として県外からの引越し費用に係る10万円の2分の1という条件でこの補助事業を立ち上げております。実績としては、東京都3件、長野県1件、愛知県1件と5件の実績が今ある状況なのですけれども、やはりこの部分ちょっと県外からという部分のところが条件が非常にきつかったのかなという部分もありますし、あと引越し業者を必ず使っていただくという条件をつけたところ、皆さん個人の車で運ばれたり、宅急便を使われたりというのがあったということを知っております。この部分も含めまして、申請を受け付ける内容、宅急便でも足し込んでいくと10万円超えますとか、そういうのがありましたら、それで対応できるようなことを考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

雇用機会拡充事業につきましては、9月議会で補正のほうさせていただいたのですが、そのときは8月の第2回の募集、そちらフルに採択するというようなことも考えまして、最大限の額ということで補正をさせていただいたところなのですが、審査会、それから内閣府等のやり取りを経まして、幾つか採択されない事業者というものが出てきました。ということもございまして、あと実績の確認等で、当初の計画よりも事業費が減るといような事業者もございますので、この3月の時点で減額のほうをさせていただいたところでございます。なお、この減額につきましては、あらかじめ国のほうともやり取りを行っているところであり、いわゆる国への返還ということは発生していないというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） 同じく29ページの指定避難所手洗自動水洗化事業の減額について伺います。

これは新型コロナ対策の一つであり、こうやって減額で返すというのもちょっとどうなのかなと思いついて、この要因について、御説明いただきたいです。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤防災管財課長。

○防災管財課長（伊藤 修君） 御説明いたします。

このお金に関しましては、自動水栓を設置するという工事でもございました。既についていたもの等もございまして、当初見込んでいたものよりも箇所数が少し減ったこと、それと請け差によりまして減額となりました。請け差、入札自体の金額が安くなったせいで、金額が落ちたことによるものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） その見込み数が大体どのくらいで、それで実質どうだったのかというところをちょっと説明してください。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤防災管財課長。

○防災管財課長（伊藤 修君） 御説明いたします。

予定箇所数がおおむね260か所で、設置可能だった箇所がおおむね220か所でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費から 4 款衛生費までについての質疑を終結いたします。

ここで15分間休憩いたします。

午後 2時42分 休憩

---

午後 2時57分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5 款労働費から 8 款土木費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 8 款土木費、52ページ、53ページにあります除雪費についてお伺いいたします。

今年は、大変多くの雪が降った年だったと思いますが、この補正に係る一般財源が3億6,639万4,000円と、その中でなぜそれだけかかっているかという、国県支出金が減額になり、地方債も減額になっていて、これだけ雪が降ったときに、国県支出金が減るのかなど。これどういう仕組みになっているのか、もっと応援をいただけなかったのか、その点の御説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） 御説明いたします。

昨年度の雪の状況につきましては、当初の交付決定額は低く、その後国の補正予算等で、最終的には1億円以上の国からの交付金が交付されたところですけれども、今年度におきましては、昨年度の4,000万円の当初予算で交付金を予定したところがございますけれども、今回の交付金の除雪費としましては、2,554万円が歳入という形で、昨年度の当初の交付決定よりも多かったものというふうに認識しております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） これは、金額だけの問題ではなくて、雪がどれだけ降ったのかとか、どれだけ凍結状況がひどかったのかということなのですけれども、私は国が全体にもっと増やしているのだと思ったのですが、これ実績は昨年度よりも降雪の状況や凍結の状態はよかったというふうに理解していいのですか。

○議長（佐藤 孝君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） 御説明いたします。

昨年度につきましてはラニーニャ現象ということで、佐渡におきましても、かなりの被害があったというふうに認識しております。先日でございますけれども、津南町のほうとかもラニーニャ現象、北海道もラニーニャ現象ということで、かなり大雪になったところがございますけれども、佐渡市においては、それほど影響はなかったものというふうに認識しております。この後の情報まだ知り得ていないのですけれども、国から改めて交付金として交付されるというものについての情報は今のところ入っておりません。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

5 款労働費から 8 款土木費までについての質疑を終結いたします。

次に、9 款消防費から12款公債費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 10款教育費の58ページ、59ページ、そのうちの社会教育総務費と、それから博物館費についてお伺いします。

この社会教育総務費の中の学校・家庭・地域の連携促進事業、これの謝礼が346万5,000円減額になっていて、謝礼のこの金額の減額というのは大きいと見ますが、これはなぜだったのかということ。

それから、5番目の博物館費、これが当初予算で1億2,430万円、それだけでも博物館費としては少ないと私は思いますけれども、補正でマイナス1,391万円、約1,400万円で1割以上も減額になっていると、この理由は何なのか、御説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） 御説明いたします。

学校・家庭・地域の連携促進事業につきましては、これ各学校が取り組んでいるものですが、今回コロナの関係で、できる時間が本当に少なかったというところで、今回学校のほうで事業ができなかったということで、これは減額ということになっております。

また、今回この博物館費、申し訳ありません。佐渡学推進事業については、鈍翁茶会のほうで事業が困難なため中止になりました。あと文化財団のほうで、専務理事のほう、我々選任を急いでもらったのですが、年度内の選任ができなかったというようなことを含めて、あとジオパークについては、事業がやっぱりコロナのため、いろいろな教室ができなかった。そして、博物館については、これ請け差で減ということで、この減額になっております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 学校・家庭・地域の連携促進事業、これ346万5,000円が使えなかったという非常に大きいと思うのです。これ分母が幾つで、この金額が使えなかったのかということ、これは恐らくこれ見ると、国県支出のもので、本来もっと使ってよかったのではないかと思うのですが、そこはどのように評価しているのかということ。

それから、博物館費のほうですけれども、この佐渡文化財団の運営費補助金が558万円、これ専務理事が不在ということでしたが、これで1年間計画は推進できたと、どのような評価なのでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） 御説明いたします。

学校・家庭・地域の連携事業につきましては、国、県、市のほうで3分の1ずつ出して行う事業であります。これについては、我々としては学校に使ってほしかったということではありますが、コロナで学校が使うことができなかったということで、これは実績ということで我々考えております。

あと文化財団の専務理事が1年間いなかったということではありますが、市のほうから職員が1名行っておりまして、昨年9月に総務文教常任委員会のほうから答申をいただきまして、次年度の事業の方向性と職員等出していると、動いているということで聞いておりますし、来年度4月に向けて、専務理事のほう現在声をかけておるといって報告をいただいております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

9 款消防費から12款公債費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第15号についての質疑を終結いたします。

議案第16号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第16号についての質疑を終結いたします。

議案第17号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第17号についての質疑を終結いたします。

議案第18号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。質疑  
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第18号についての質疑を終結いたします。

議案第19号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑  
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第19号についての質疑を終結いたします。

議案第20号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第20号についての質疑を終結いたします。

議案第21号 令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質  
疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） この二宮財産区特別会計補正予算ですけれども、これは当初予算の約半分が減額  
になっています。その理由を御説明お願いします。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤防災管財課長。

○防災管財課長（伊藤 修君） 御説明いたします。

施業予定地に通ずる作業道が著しく荒廃をしております、そちらが通れず、予定していた施業地を造林等できなかつたことによる減額となります。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 作業道はもちろん大事ですけども、それはそれなりの手を打てばこれ進むはずだったのではないのでしょうか。全くその作業道がどうなったという話なのですか。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤防災管財課長。

○防災管財課長（伊藤 修君） 施業予定地に通ずる道、一般の道ではなく、それに通るための道ということで、なかなか車が通るような形ではなく、そこの除伐ですとか、補修等に係る経費を考えると、今回は施業地から外したというふう聞いております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） ちょっとその一般の道ではない作業道、それも含めて二宮財産区の中なのかなと、そこは違うのでしょうか。この事業そのものの計画がどうだったのか、これは所管の委員会でもっと深掘りしていただけたと思いますけれども、御説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤防災管財課長。

○防災管財課長（伊藤 修君） 財産区の山の中、そこに入りまして、図面上ここの場所を施業しましょうという形で計画をしておりましたけれども、繰り返しになりますが、そこの通る道、それも全てやらなければなかなかそこに到達できないということで、今回は施業地から外しているというものでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第21号についての質疑を終結いたします。

議案第22号 令和3年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第22号についての質疑を終結いたします。

議案第23号 令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第23号についての質疑を終結いたします。

議案第24号 令和3年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第24号についての質疑を終結いたします。

議案第25号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第25号についての質疑を終結いたします。

議案第26号 令和4年度佐渡市一般会計予算についての質疑に入ります。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩します。

午後 3時10分 休憩

---

午後 3時12分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

議案第26号 令和4年度佐渡市一般会計予算についての質疑に入ります。

本案の質疑は、歳入歳出別とし、歳出については、複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第26号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 最近問題になっている地方交付税の関係です。何でも特別交付税に入っている、入っている、入っているというのだけれども、これから歳出のところで特別交付税に入っているということで、盛っているのだけれども、これ実際本当に来るのかということを知りたい、一言で言えば。普通交付税と特別交付税の割合も決まっているわけでしょう。どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） 御説明いたします。

特別交付税につきましては、令和3年度19億円、それから令和4年度当初も19億円計上しております。

令和3年度につきましては、大体3月の中頃に決定がありますので、それを見ないと分からないということですが、今まででいうと21億円程度確保しておりますので、19億円は来るものと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほどもちょっと、福祉灯油のときに、特別交付税に入るかと言ったら、あなたはどちらが得か考えてみますみたいな話で、来るか来ないか分からないということも含めて、実際問題、最近特に国のやり方が特別交付税に入っている、特別交付税に入っている、普通交付税なら分かるのだ、まだ。特別交付税そのものは、そもそもどれがどのくらい入っているかもよく分からない中で、特別交付税に算入していますという国のやり方、これ私極めて疑問なのだけれども、本当に19億円だから、今年度特別交付税のものがかなりあるような気がしている、私。そうすると、これが20億円、30億円になるなんて話だけれども、なりますか。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） 御説明いたします。

特別交付税ですが、今ほど言ったとおり予算では19億円で、昨年度までの実績で言うなら、20億円から21億円ぐらいのところですよ。今議員おっしゃったとおり、確かにいろいろなもので財政措置というものが最近加えられていまして、特別交付税へのルール分のウエートが増えているように考えられます。なので、あまり過度に見ないというところで、19億円というところで予算計上しています。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第26号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第26号についての歳出に関する質疑に入ります。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 2 款総務費について、62、63ページの外部人材活用事業についてと76、77ページの滞在型観光促進事業についてと78、79ページにあります2つの事業、支所・行政サービスセンター拠点化事業、そしてもう一つ、支所・行政サービスセンター拠点化事業の中の地域コミュニティづくりについて、質疑したいと思います。

まず、62、63ページにあります外部人材活用事業です。これは、新規の事業ということで、今までやっていたようなおもてなしとか、インバウンドとか、そういったようなことに係るものなのですが、かなり大きな金額を押さえています。これは、どういった事業なのでしょう。

それから、77ページにあります滞在型観光促進事業、これは世界遺産登録もかんでいるものですが、文化遺産等を巡るサイクリング、これについてどういった旅行商品を考えておられるのか。

そして、79ページの支所・行政サービスセンター拠点化事業です。これは、先ほども質疑させていただいた中で、協力隊の募集をかけても集まらない中、同じようなことをやっても二番煎じ、難しいなと思うのですが、これについて新たにどのようにお考えになっているのか。昨年度との違いは何なのかを御説明お願いしたい。

それから、その下の今度は新規になりますけれども、地域コミュニティづくりにそれぞれ支所、行政サービスセンターに100万円ずつなのか、よく分かりませんが、1,000万円の交付金がついています。

これは一体どういう性格なものなのか、御説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） それでは、外部人材の活用につきまして、説明をさせていただきます。

まず、おもてなしの事業でございますが、それは昨年10月にJALと協定を結びまして、非常勤職員という形の中で、アドバイザーとして人材育成をしていただくというものを新年度につきましても実施していくというところで、おもてなしのリーダーを育成していただくというような形のものでございます。

それからデジタル人材、それから観光、インバウンド、それから観光プロモーションというような形、これにつきましては、国の地方創生人材支援制度を利用しまして、内閣府のほうから紹介をいただきまして、企業、事業所等と今交渉してございますが、デジタル人材につきましては2 名人材を派遣していただ



いて、デジタル政策室を新設し、職員としてそこに配置をし、島内の佐渡市のこの後のDX計画、市民サービス、高齢者への対応、それから観光受入れの対応のDX化というような形の実施していただく予定でございます。

それから観光の人材、それからプロモーションの人材でございますけれども、それにつきましては、基本的にこの後世界遺産登録を見据えた形の中で、観光戦略等を練っていく人材、それからプロモーション、情報発信、いろいろな形のものが必要であるというところで、そういった形のものの人材を活用していくというものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） 御説明いたします。

滞在型観光促進事業でございますけれども、本事業は平成29年度から継続している有人国境離島の交付金を財源とした事業でございます。今年度につきましては、括弧をつけまして、世界遺産登録推進対応というようなことで、今までのこの体験型の旅行商品がこの滞在型のプランの商品となっておりますけれども、今回世界遺産登録を目指す上で、ど真ん中の事業だということで、括弧して世界遺産登録推進事業ということにさせていただきました。このたびの世界遺産登録に向けた構成資産はじめ、自然やトキ、ジラスなど、そういうものを体験しながら、個人型、あとは団体型、あとは3泊以上の旅行商品などを有人国境離島の交付金を財源に使いながら誘客をするという事業になっております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

78ページ、79ページの上の事業ということでございますが、1つ目の事業につきましては、主に元気な地域づくり補助金関係の予算ということでございます。地域おこし協力隊につきましては、別の事業でございます。ただ、地区の支所・行政サービスセンターの募集につきましては、普通のミッション型はやはり目的等見えづらいというところがございますので、地域の特色というのでしょうか、そういったものを前面に出した募集というものが必要になってくるのかなというふうに考えております。

それから、2つ目の地域コミュニティづくりの支所・行政サービスセンター拠点化事業でございますが、新たに設けました地域コミュニティ交付金につきましては、日常生活の困り事、そういったものについて、集落等で自ら定める計画の下、自主的、自立的に助け合いに取り組むという集落、自治会等に対しまして、交付金を交付するというものでございます。一定程度世帯数ごとに交付の額というものの差を設けまして、上限額ということで定めた上で、10分の10以内で上限額を設け、交付のほうを考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 2回目の質疑をいたします。

63ページにありました外部人材の活用事業ですが、これは今まで10月からもしていたJALの職員の方々との提携ということで、令和3年度はこれ予算がなかったと思うのですが、令和4年度からこれ予算を

つけると。それは一体何なのかということ、10月からここまで来ました半年の中身と違う中身であるのかということをお説明をお願いします。

観光人材派遣負担金がこれ約1,500万円ありますが、これは何人分の人材についての負担なのでしょうか。非常に大きいと思います。

それから、77ページにあります滞在型観光促進事業です。世界遺産の構成資産などを巡るときとか、私はサイクリングは非常に向いているかなとは思っていますが、ただし今までもエコだっチャリとか、あまりうまくいっていなかったのではないかと思います。実際これをどのように今まで既にあったこのサイクリングの観光についてどう評価しているのか、私はちょっと不安があって質疑しています。シミュレーションしているのでしょうか。佐渡は山坂が多いところが非常に難しいと感じています。シミュレーションができていますのかどうかということ、本当にこの予算化までこぎ着けているのかということを確認したいと思います。

それから、79ページの先ほど支所・行政サービスセンター拠点化事業は、地域おこし協力隊とは別事業と。これ予算の上では別事業かもしれませんが、中身は私はこれ一体的なものだと。地域おこし協力隊が全く関わらずにこの予算を消化するものとは思いませんので、そこはどういう関係で理解したらいいのかということ。そして、新しい地域コミュニティづくりという考え方ですので、これ日常生活の困り事というのは、非常に大きなくくりだと思えます。そういうことに予算がつくというのは一体どういう意味なのか、もう一度御説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 御説明申し上げます。

おもてなしにつきましては、今年度も9月補正で予算を計上させていただきまして対応しております。その続きを引き続きやっていただくということでございます。

それから、観光人材のほうにつきましては、観光の戦略をしていただく方、それと観光プロモーションという形で、いろいろな情報発信から何からを考えていただくという、これ2名分を計上しております。

○議長（佐藤 孝君） 中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） 御説明いたします。

エコだっチャリ、レンタサイクルが今までであったわけなのですけれども、佐渡は山坂ありますので、昨年度よりEバイクといいまして、アシスト電動自転車を観光案内所、両津、小木、相川各所に十数台ずつ、少ないところで7台なのですけれども、Eバイクの導入をしております。軽い力で山坂も上がれるような、そういう自転車を導入してございますので、今回の滞在型観光促進事業の中でも、Eバイクを活用しましたツアーの造成でありますとか、あと佐渡一周、あとは佐渡半周を巡る、そういうサイクルボールというアプリがありまして、そちらのほうで、毎日皆様、お客様自由にサイクルしてくれるというようなものがありますので、そういうものと絡めて今回旅行商品として提案したいということでもあります。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

支所、行政サービスセンターの拠点化ということにつきましては、これまで支所長、行政サービスセン

ター長、それから地域おこし協力隊を中心に拠点化づくりを進めてまいりましたので、その方向性が変わるといえるものではありません。今回新たな交付金を設ける、それから人と国の予算を設けるということで、新たな事業立てというところで、事業をつくったものでございます。

それから、地域コミュニティ交付金につきましては、地域において助け合いができるという土壌がこの交付金によって生まれるのであれば、やはりその地域の維持というものが進むものであるというふうに考えておりますので、我々のほう今回新たな試みとして、地域の助け合いに向けた交付金を交付させていただきたいということで計画をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 外部人材活用事業、私ちょっと9月で補正したという認識がなくて、失礼いたしました。この半年間のこの事業の成果はどうだったのか。というのは、同じような事業は今までも何度も何度も繰り返しているのではないかと、私の印象はそうなのですが、ここで世界遺産登録とか、そうでなくても佐渡の観光というのは、世界農業遺産でも非常に大きな評価をいただいていますし、ここで改めて予算化するということが今までのどのような評価に基づいているのか、その御説明を先ほどお願いしましたので、そこをもう一度お願いします。

それから、77ページのエコだっチャリとEバイク、今回違うということです。私にしてみれば同じことです。電池の切れ目が体力の切れ目ということでは、これ本当にシミュレーションして一日楽しめるようなものになっているのか。本当に実質的にこれは予算を取って、観光に来られる方々が満足いくものになるという実際にちゃんとシミュレーションしているのか、そこを私は今までのエコだっチャリをどう評価しているのかとお伺いしましたので、その説明をきちんとお願いします。

そして、79ページにあります支所、行政サービスセンター長の独自の今度予算ということですが、今までの補助金とは違う、別に補助金要綱ができていくというふうに理解していいのでしょうか。同じく地域コミュニティ交付金についても、要綱ができていくと理解してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 御説明申し上げます。

単なる観光のおもてなしの研修を単発でやっているということではなく、今回のものに関しましては、JALという大手企業の中で、おもてなしのプロでありますキャビンアテンダントの方にアドバイザーとなっただきまして、そのリーダーの育成を兼ねて研修をしていただくということで、長期間にわたって御指導いただく。それから観光事業所、いろいろなところの佐渡全体のおもてなしとして、本当にふさわしい施設の対応になっておるのかというようなところも検証していただいてアドバイスをいただく。それから、商工関係についても研修を行うというような形で考えてございます。今年度につきましては、市職員のまずおもてなしリーダーの育成というところから始まっております、研修をし、その後リモート等でやってございます。あと観光ガイド、それから観光施設関係者に関しまして、リーダーの研修を行う予定で、2月上旬に行う予定でございましたが、コロナの関係で延期をしまして、今月末にまた再度実施する予定で考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） 御説明いたします。

今回私申し訳ありません。Eバイクの導入、電動アシストバイクですけれども、今回相川地域にも導入をさせていただきました。今までのEバイクですと、スポーツタイプでちょっとサドル、座る位置が高いものですから、女性の方もちょっと乗りにくいものが今まで主流だったのですけれども、相川にはサドルの低い、女性でも乗りやすい、Eバイクを導入し、佐渡市の観光振興課と佐渡観光交流機構と相川の金山まで上がるというようなモニターを実施しております。電池については十分耐えられるものでございますし、一度小木から相川というコースもやっております。それは途中どうしても充電が必要、バッテリーの交換というものが要るものですから、真野地区でバッテリーの交換またバッテリーステーションというのを昨年度も整備をしながら、小木ー相川間も対応していけるということで考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

支所、行政サービスセンターの自主事業につきましては、79ページの2つ目の二重丸の事業、1,181万3,000円が自主事業でございます。具体的に予算化をしているのが両津支所の加茂湖活用に関する事業、それから相川と真野につきましては防災に関する事業、それから小木地区につきましては、子供と高齢者の居場所づくり事業ということで、今回予算計上のほうをさせていただいたところでございます。そのほかの地区につきましても、いわゆる予算化、ゼロ予算でございますが、令和4年度の取組ということで、計画のほうをしているところでございます。

それから、地域コミュニティ交付金につきましても、支所、行政サービスセンターのほうで、地域に入ってこの事業の説明等を行う中で、地域の困り事等、またそういう機会も増えていくというふうに考えておりますので、そうしたやり取りの中で、また地域の困り事解決に向けた地区、支所、行政サービスセンター独自の事業というものも生まれてくるというふうに考えております。

以上でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 要綱につきましては、現在の補助金の要領といいますが、事務処理要領的なものをつくっております。完全ないわゆる法規的な要綱のところまでは完成しておりませんが、事務処理の要領はつくっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 室岡啓史君。

○8番（室岡啓史君） 77ページです。2事業についてお尋ねします。

航路運賃低廉化事業で、航路運賃低廉化事業補助金8億4,000万円ということですが、市民利用として延べ何万人程度を想定しているのかということをお説明いただきたいと思っております。

続いて、創業・事業拡大等支援事業につきまして、採択事業者フォローアップ支援業務委託料ということで、これはどういった団体に、どういったことを委託する予定なのかということ、そして雇用機会拡充事業補助金6億7,200万円については、何件ぐらいの採択というところを見込んであるのかということ

ろについて説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） 御説明いたします。

航路運賃低廉化事業ということで、令和4年度については48万2,000人の計画でございます。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

フォローアップにつきましては、この事業は、平成29年度から有人国境離島法が施行されまして、数多くの事業者が採択されたところなのですが、やはりその事業者に対するフォローアップが課題であったということでございますので、我々も考えておりまして、今回この委託料のほうを設けさせていただきました。具体的には民間の企業支援を行っている団体を念頭に置いておりまして、そちらの事業者がいわゆる事業採択後のフォローアップ、いろいろ経営面のこともありますし、本当の事業の中身というものもあるかと思えます。そうした事業のフォローアップというものを行っていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、今回補助金のほうも6億7,000万円ということで計上のほうをさせていただきましたが、今回の第1回の募集の段階で、30を超える事業がこれまでの継続の団体でございますし、新規の申請でも50を超える事業者もございます。それが全て採択ということにはなりません、そういったものも参考に計上もさせていただき、また今後例年どおり第2回の審査会も予定しておりますので、そういった中でちょっと最終的に決まっていくのかなと思っておりますので、あくまでも当初の段階の第1回目の審査会の状況で、まずは計上させていただいたというところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 室岡啓史君。

○8番（室岡啓史君） 両事業についてですが、まず48万2,000人ということで、近年コロナ前、やはり市民利用50万人ぐらいだったと思うのですが、そこまで次年度V字回復させるというような予算想定を早くも見込んでいくということで間違いはないかという確認をさせていただきたいと思えます。

あとは、フォローアップの件は理解しました。それで、いわゆる不正は悪ですので、そういったことについては、執行部でしっかりと目を光らせていくというスタンスであり、そして失敗は成功の母ということで、その失敗に至らないようにするために、そのフォローアップを民間団体にしっかりとやっていただくことで、島内での雇用機会拡充というところをしっかりとやっていくということでいいか、確認をさせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） 十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） 御説明いたします。

航路運賃低廉化事業ですけれども、48万2,000人、これは行き帰り往復の分ということになってございますし、今回予算に盛った分については、コロナ前の3年間の平均の数字ということで、これは県と打合せをして、この金額でいきましょう、これで国に申請しましょうということで計上した金額でございます。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

フォローアップの趣旨につきましては、議員おっしゃるとおりで、私ども市のほうでは専門的な見地か

らの助言、支援等はやはり困難ですので、民間の団体のお力を借りてそうした経営支援のほうを行っていただきたいという趣旨でございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 3点あります。

まず1点目ですが、ページが69ページの真ん中の佐渡教育コンソーシアム事業についてです。こちらなのですけれども、将来的なとか、近い先の目標がどういうビジョンで考えられていて、令和4年度はここまで進みますよという、そういうものがあるのか、あればその点をお示しいただきたいということと、あと構成メンバー、これ令和4年度については、そのまま前年度のものを固定化してスライドするのではなく、多少フレキシブルに変えていく、そういう余地があるのかということをお聞かせいただきたいです。

2点目なのですけれども、次の71ページの新モビリティサービス推進事業のところで、自動車購入費600万円とあるのですが、こちら昨年小木のほうで低速のグリーンスローモビリティの実証実験を行っていたかと思います。それを受けての令和4年度だと思のですけれども、具体的にどこの区間を走らせていくのか、あと自動車購入費しか計上されていませんが、これ直営でやっていくのか、その部分がちょっと見えなかったもので、お聞かせいただきたいです。

最後、3点目です。75ページの下のほうの引越し補助金、これ先ほどの質疑とも関連してくるのですけれども、前年度は200万円の予算でした。それが次年度、令和4年度では75万円ということで、実績に基づいてそのようにしたというところではありますが、例えば市長の施政方針の6ページのところにも、令和2年度のUIターンの数が504名いて、特に県内、それから東京のほうからの方が多かったというような記載があります。となってくれば、当然その新潟県内からの引越しも今回令和4年度では対象にするというふうに思っているのですけれども、そういうものでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） 御説明いたします。

教育コンソーシアムでございますが、こちらにつきましては、今中身について地域連携であったり、大学連携であったり、あともう一つが島留学のほうを今実施させていただいてございます。地域連携と大学連携につきましては、この後も続けていくべきだというふうに考えておりますので、そのまま継続をさせていただきたいと思っております。島留学につきましては、現在モデル校として南部の羽茂高校を選定させていただきまして、令和4年度から取り組もうというところで進めてございます。この後羽茂高校につきましてはモデル校ということで進めたいと思っておりますが、この後実際の入学を令和5年度から想定をしておりますので、そちらについて進めていきたいと思っております。構成メンバーについてですが、若干ちょっとメンバーも多い部分も考えております。いつも全てのメンバーが集まって協議するのなかなか大変で集まりにくいというところもございますので、その事案に合わせてメンバーをお呼びするような形も今後必要ではないかというふうに考えておりますので、もう少しちょっと少数な構成にできないかということで、今外部で検討しております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） 御説明いたします。

グリーンスローモビリティの導入なのですけれども、昨年小木地区で電動でゆっくり走る、20キロ以下で走るカート型のものを実証実験しましたけれども、あのような形の電動でゆっくり走るグリーンスローモビリティ、カート型のものを2台導入したいと考えております。それについては、購入費は全額佐渡市のほうで見て、2つの地域というか、集落あるいは地元の団体、こういったところに貸与して、そちらのほうで運営してもらおう。例えば相川地区であるとか、小木地区であるとか、そういったところに貸与して、そちらのほうで運営してもらおうと、そういうふうを考えております。

○議長（佐藤 孝君） 渡邊移住交流推進課長。

○移住交流推進課長（渡邊一哉君） 引越し補助金につきましては、この制度を当初想定したときには首都圏、東京のほうから地方へ移住をするという流れの中で、東京から引っ越しをする場合に、家財等を運ぶときにコンテナ等に入れて運んでくると、そういった新潟市のほうで移し替えるので、10万円以上かかるということがあったものですから、その費用を補助しようということで立ち上げたというふうになっております。今年度やってみまして、いろいろな形態があるというのは分かったのですけれども、もう一年ちょっとやらせていただいて、県外からの移住者を増やすという部分で取り組ませていただいて、状況を見た上で、来年度以降の制度設計を考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） まず、教育コンソーシアムの部分で、構成メンバーのところで人数を絞っていくことを検討しているということなのですが、地域連携だとか、あと高等教育という部分で、大学だけではなくて佐渡にも専門学校が3つ、看護、保育、それから伝統文化とありますので、そういったところも一つ構成メンバーの場面で分けるというようなそんな話もありましたけれども、検討されてはいかがですかというところが1つです。

あともう一つ、グリーンスローモビリティの部分なのですが、ほかに委託というか、預けると、相川だったら相川のほうに預けるという、そういう話を言われていたのですが、佐渡市としての関与が、預けたらあとはよく分かりませんということだとちょっと困ると思っておりますので、どういうフォローを考えているかというところ、実際その利用があまりいきませんでしたという形にならないようにするためには、どういったサポートを佐渡市としては取り組むべきと考えているのか、その部分をお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） 御説明いたします。

先ほど構成を検討していますという話でしたが、大体20人前後のメンバーで動いております。その中で、部会といいますか、事案ごとに集まってやっているのですが、なかなか集まるメンバーが大体皆同じ方になってしまいます。そこで、そういった部会の中で、新たに例えば違う学校だったり、企業であったり、そういった方たちをお呼びさせていただいて、部会の中で検討させていただきたいと思っております。実際1年間やってみまして、なかなか改善をするところがあるなというふうにも考えておりますので、その中身については、また検討させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） 御説明いたします。

グリーンスローモビリティについてですけれども、これについては1年間という長い期間、地元のほ

うで運営していただくということですので、これ自体これだけ長い期間初めてでございますので、最初相川地区にしる、小木地区にしる、地域の団体のほうからこういった形で運営していきたいというふうなことの計画書をまず上げていただきます。その計画書を組む段階では、我々と一緒に協議しながら、サポートしながら、そこを詰めていきたいとは思いますが、その計画にのっとって運営していただく。ただ、始めた段階で、ずっと地元にお任せではなくて、我々のほう運営していく中で、地域の困り事があればすぐサポートに入るようなことも考えておりますし、まず最初ですので、我々も一体となりながらやりたいと考えています。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ページ数でいきます。63ページの先ほどもありましたが、外部人材活用事業の関係です。とりわけデジタル推進の関係、人材の負担金です。富士通から社員を2人ということでしたが、1人にすると1,000万円余りなのかなというふうな感じになるのですが、具体的には何日出向という形なのか、どういう形になるのか分からないのですが、入ってくるのか。先ほども言いましたが、国の通知では、市町村はC I O補佐官として外部人材をするためには、特別交付税で措置をするということになっているわけなのだけれども、例えば過去でいうと、何とか戦略監1日5万円みたいのもあったのだけれども、その辺どういう関係になるのですかというのが1つ。

それとさっき紹介したように、国がやるようならばという、それともう一つ、市長も言っているし、今年度の施政方針の絡みの中に出てくるのだけれども、1つは国のシステムに合わせた標準化、共通化をやることでしょう。もう一つは、市長もこの前の一般質問やいろいろなことで答えているし、今回も出ているけれども、その戦略をつくること、介護とかいろいろのもの、この2つがあるのだと思うのですが、ここにあるデジタル人材の負担金は、どちらを想定していますか。

同じ73ページには、デジタル化の推進事業費として、51万3,000円載っています。例えば先ほどもありましたが、外部人材の活用でいう総合戦略アドバイザーは、9月には秘書費の謝金で出していました、人件費。何で今回はないのですか。それはどこへ紛れ込んでいるのですか、そういうのを含めて。つまり総合戦略を立てるのは謝金で73ページかなと見るわけ、私は。だけれども、この前のさっき総務課長は、9月議会は総合戦略アドバイザーは謝金で出している、秘書費で。今回秘書費の中にないのだけれども、何か勝手に科目を変えたのですか。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） デジタル人材につきましては、企業のほうから2名職員として派遣をしていただきますので、常勤職員として配置をさせていただきたいと思っております。それは、デジタル政策室に配置をする予定でございます。

それから、先ほど総合戦略アドバイザーの関係でございますけれども、そもそもこの外部人材とは別の形でございます。今年度は秘書費のほうに謝礼というような形、旅費的な部分を盛っております。当初予算のほうには、企画費のほうの中で未来講座の開催等の関係もございまして、その部分の中に盛っております。秘書費のほうからは外して、そちらの事業のほうでアドバイスをいただくと、講師になっていただくというような形の中で、そちらのほうに計上させていただいております。

それから、デジタルの標準化ということでございます。それは、国の政策の中で、いろいろな分野で標



準化というものが進んできておりますが、それは国のいろいろな指示の下にやっていただくことでございまして、それぞれの事業の中で考えていくということになりますし、このデジタル人材につきましては、市長が常々申しておりますとおり、この佐渡市にとってどんな形が必要なのか、市民サービス、それから高齢化の中でどのような情報発信、情報収集、いろいろなことが考えられます。それから、観光客の受入れ体制の中でどのような形でICTの活用ができるのかといった形で、総合的な形の推進計画を作成していただくというのが現状です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ちょっと分からない。そうすると、まず前段のほうのあなた方が言っているから言っているのだと思うのですが、富士通の社員に出向だか何かしてもらって、事実上その期間だけは地方公務員法の適用になる派遣職員、会計年度任用職員とは言わないのかもしれないけれども、ということになるのかな、地方公務員法が働くということなのか。そうすると、この2,000万円、1人当たり1,000万円来ていただくということで、何年間の予定になりますか、それが1つ。

もう一つは、標準化とその戦略との関係なのだけれども、企画費の中でやるというのだけれども、そこはさっき言った総合戦略アドバイザーみたいな形で構築をするものなのか。デジタルの関係、デジタル人材の関係ですものなのか。デジタル人材の関係でいうと、1つはどういうシステムを入れるかということだから、基本的に富士通のシステムを入れるという前提でやるということでもいいですね。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず、総合戦略アドバイザーの件は前回の議会でも御説明したとおり、あれは私どもの戦略アドバイスをするのではなくて、佐渡市全体、市民の皆様は佐渡の在り方を、世界を股にチャレンジしているような方々から講演等をやっていただくということで考えております。すなわち私自身もいろいろ御相談を申し上げることはございますが、基本的に佐渡市の内部の戦略を策定するということは、私自体がいろいろな意味で大きな施策として御相談を申し上げるという程度の内容で考えておるわけでございます。そういう点で謝礼は盛っていない。では、報償費ということになると、これから未来講座として佐渡で様々な形で講演をしていただきたい。そして、佐渡のこのすばらしさを外から見た視点で市民にどんどんお伝えしていただきたい、そういう思いで講演をしていただくということでございます。そして、このアドバイザーにつきましては、システムを入れるというのは毛頭考えておりません。私どもが今考えておるのは、国からのシステムについては、これは国が基準で決めてくるというふうに考えております。国のデジタル庁の方とも私自身行ってお話をしましたが、デジタル庁自体は、地域のデジタルではなくて、今議員から御指摘のとおり、国のこれからのデジタルの仕組みをつくっていくということが方向性であるということでございますので、国のデジタル庁のお話を聞きながら、この後の佐渡市における行政のシステムが国と同一になっていくということが方向性としてこれから考えていけるだろうというふうに思っております。その中で、今回外部人材を入れた目的としては、そもそも佐渡市にデジタルのシステムをつくるという専門家がないということが一つ大きな要因でございます。そしてまた、民間の働き方と併せた中で、職員と一緒に民間の方と意識を共有しながら働いていくというところで、組織の中に新しい風を吹かせていきたいという思いがもう一つでございます。その中で、デジタルのこの一つの目標は、今総務課長から申し上げたとおり、まず今の国の仕組みではなくて、今の佐渡市の中の市民サービスがどのような

形が最先端でデジタルサービスができるのか。そして、もう一つが高齢化に向けた医療の問題もそうなのだけれども、そのデジタルをどうしていくのか。そして、そのもう一つが観光受入れのデジタルをどうするかと、この3つの戦略をまずつくろうということでございますので、全く我々としては、その業者が何かを入れるとか、そういうことは今の段階では全く想定していないということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） また後の一般質問でやりますが、そうすると答えがないのだけれども、出向してくるのかどうなのかよく分からないけれども、この負担金という名目の下で、地方公務員法がかかるという人材なのかというのは答えがないので、総務課長お願いします。

それともう一つ、市長えらく力入れて言ったけれども、別に総合戦略アドバイザー、私悪いなどというつもりはないのだけれども、あなた方が令和3年度でいうと、秘書費の謝礼でやっていた。総合戦略アドバイザー設置要綱までつくって、かなり縛っているという中身を知っているものですから、単純な講演だけというものならば、それはそれで私構いませんが、そうではなくて、総合戦略アドバイザーの設置要綱までつくって、守秘義務までかけている職種であるということを私は言いたいわけでありまして。この後導入するかしないかまた後でやりますが、その守秘義務に関わるのかどうなのか、総務課長。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 御説明申し上げます。

外部人材を派遣していただく企業と派遣協定を結んだ中で対応していくと思っております。地方公務員法の守秘義務が当然かかると思っておりますけれども、その辺明確な規定とちょっと私今どこにあるのかということを申し上げられませぬので、きちんと確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を終結いたします。

ここで15分間休憩をいたします。

午後 4時02分 休憩

---

午後 4時17分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員諸君に申し上げますが、委員会審査、一般質問みたいになってきておりますので、一応質疑であります。自分の意見等は述べられませんので、きちんと分からないところだけ質疑をするというのが質疑でございますので、御協力のほどをよろしくお願いいたしたいと思っております。

次に、3 款民生費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 101ページ、老人福祉施設整備事業1億5,000万円ですが、これは歌代の里の民設民営の場合の補助金かどうか確認をしたい。

2 番目、昨日の5時が申請の締切りだったと思うのですが、申請がなかったと仄聞するがどうか。

3番目、申請がなかった場合、再公募をすると私は思っていますが、これは市長に聞きたい。それでも申請がなかった場合には、公設民営か公設公営で特別養護老人ホームは運営するようにならなければいけないと私は考えていますが、その場合この1億5,000万円は建設費に包含されて再提案をするのかどうか、それを伺いたい。

4番目、その公設と民設の差額1億5,000万円を含めてお知らせ願いたい。

○議長（佐藤 孝君） 近藤議員に申し上げます。

予算に関するところの答弁はございますが、先ほど市長に聞くところは一般質問となりますので、それについては答えられませんので……

〔「1億5,000万円にかかっているのだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） 御説明します。

今回の当初予算では、歌代の里の民間移住の土地造成費の補助金として1億5,000万円計上させていただいておりますし、令和5年度までの債務負担行為として2億4,412万5,000円計上させていただいております。昨日公募期限の民間移住の申込みにつきましては、残念ながら応募事業者はございませんでした。この後再公募も含めて運営方針の決定を早急にしたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 同じ質疑をまたしますが、この1億5,000万円は、公設になった場合でも二十何億円建設費がかかります。一旦引いて、また建設費の中に包含して提案をするのですかというのを2回目に先ほど質疑したのです。

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） 御説明します。

今回の当初予算につきましては、あくまでも民設民営の補助金として計上しておりますので、当然公設になれば補助金ではなく、工事費というような形で、予算の組替えが必要になると考えております。現在は民設民営の補助金として計上させていただいております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 3回目に一言聞いておきますが、これは再公募をかけると思うのですが、この予算はこのままにして、何回ぐらい再公募をかける計画なのか。それをさっき市長に聞いたかったのですが、高齢福祉課長が答えられるなら教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） 御説明いたします。

今回応募事業者がいなかったということで、再公募に向けては公募条件の変更などの検討も必要になりますので、先ほども申し上げましたが、公募条件の変更に至る財源比較、公設公営、民設民営の財源比較などの検証を行った上で、早急に方針を決定したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 所管委員会なので後でやれということになるかもしれませんが、106、107ページにわたって、その後も。障害福祉費が昨年度は4,000万円不用額が出ているのです。でも、昨年度17億8,953万円のところ、今年度はプラス6,799万9,000円も増額になっています。昨年度4,000万円も不用額が出て、しかし今年度この増額になっていると、これどういうことでこのようになっているのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） 御説明いたします。

障害福祉サービスの事業所が放課後デイサービスとか、事業所が増えた関係等もございます。また、障害の相談支援の委託事業を1か所増やさせていただいたということで、予算のほうが増額となっている要因となっております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ページ数でいうと、99ページの佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会の補助金の関係です。これ説明によりますと、一般社団法人になるわけでしょう。この間市長は、一般社団法人については補助金云々のことについては、法改正があったのだということを言っているし、決算審査でもそのことはる説明をしたわけで、本来これは補助金にすべきものではないのではないのですかということですか。2月10日の医療構想調整会議の中でも、給付金を活用する事業の中に、この佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会が入っているわけではないですか。そうすると、二重にいくのかなというふうに思うのですが、その辺はどういう制度設計になっていますか。私駄目だというのではないです。本来ならば任意の協議会をつくる中で、佐渡市が当然負担なりをして関わっていく中で立ち上げると。一般社団法人に移るときには、市長が本会議答弁したように、一般社団法人だから補助金は出さないというならこの理屈は通るのだけれども、どうもつじつまが合わないのだけれども、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） 御説明いたします。

佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会につきましては、1月に一般社団法人として、法人格として設立いたしました。今回当初予算では、事業運営費としまして、900万円の補助金を計上させていただいております。こちらのほうは、基本的には人件費含む事業運営費の補助金ということで見積もらせていただいているところでございます。

〔「そんなことを聞いているのではない、議長。そんなこと聞いたのではない、中身を聞いたのではないです。どういう制度設計しているかと、今までの答弁との関係で。中身は知っている、聞いているから」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 暫時休憩します。

午後 4時26分 休憩

---

午後 4時27分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

中川直美議員に申し上げますが、もう一度分かりやすいように、一般社団法人にあなたは補助金が入る

のはおかしいということを経長が話したというような今質疑だったのですが、そういうことを言うてはいないということなので、話が食い違っていますから、もう一度質疑してください。

〔「1回目でいいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） いいです、どうぞ。これは認めます。

○18番（中川直美君） 9月議会の報告案件でやり取りをした中で、全部議事録まで見て私言っているのです。決算審査でやったら、総務課長と今の課長補佐ががんと、絶対これは正しいのだと構築をしてきたので聞いているのです。一般的に一般社団法人については、基本的に経営自立していくということで判断しております。現段階でそういう形、補助金、指定管理みたいな形での支援というのは考えていないというのがそのときの法律とあなたが言っているものですから、だとするとおかしいのではないのかと。それともう一つは、まずは任意の協議会として、佐渡市も出資なり何なりやっていく中で、それで一般社団法人に替わるときにやるなら分かるけれども、おかしいのではないのかということ。もう一つは、地域医療構想調整会議で、国から2億円だか来る金の中で、給付金を活用する事業の中にこの団体が入っているわけではないか。それとの整合性はどうなっているのですかという話を聞いている。総務課長、知っているでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 御説明申し上げます。

先ほどの件でございます。多分任意団体の報告等云々のところの中でお話が出たことかと思いますが、その指定管理と一般社団法人の取扱いが一緒ではないのかという形の中で、それは違うというふうな説明をさせていただいたように記憶をしておるのですが、その補助金が要る要らないというところを言及したとは思っていないのですが、申し訳ございません。きちんとした記憶ではございません。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今ここで過去のやり取りをするつもりはありません。自然活用村公社の経営状況の中で話をしたのです。厳しい中で云々という話をしたら、一般社団法人の法改正の下でこういうふうに変りましたというから、そうして決算審査でもやったら、あなた方が資料をどんと出してきて、市長の言ったことは絶対正しいのだ、正しいのだ、正しいのだとやったから聞いている。このことはいいのです。私が言いたいのは、それもあるけれども、2月10日の地域医療構想調整会議の中で、給付金を使うという団体になっているのだから、だったらまずここに市が一定程度の補助金を出すような形で立ち上げて、一般社団法人に移行する段階で、さっき私の言うところの議事録のようなやり方にすればいいのではないのかということを経長は言っているのですが、どうですか、総務課長。

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） 御説明いたします。

今回の補助金900万円については、一般財源で予算計上しております。先日の地域医療構想調整会議の中で、こちらのほうの事業項目に挙げられたというようなお話もありますが、現在私どもではその資金が完全にこちらのほうに来るといふ決定事項は、まだお受けしておりませんので、あくまでも現在一般財源で予算化しているものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 2回目だな、これは。

○議長（佐藤 孝君） 3回目です。

○18番（中川直美君） あなた方、その2億円は基金で佐渡市のあれにして、市民病院の関係で基金として活用するといつて、方針出ているではないですか。そうすれば、当然この2月10日のような形になるでしょう、違いますか。私この協議会をつくるのが悪いなどと言っているのではないのです。

そこでもう一つ聞きます。では、きちんとした補助金要綱できていますか。有名な藤木通達というのがいまだに生きているのだと思うのです。それ私改めてまた読んでこれ質疑をしているのですが、できていますね。

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） 御説明いたします。

補助金要綱については、現在作成中でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

3款民生費についての質疑を終結いたします。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩します。

午後 4時33分 休憩

---

午後 4時35分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

次に、4款衛生費についての質疑を許します。

上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） 125ページの予防接種費について伺いたいと思います。

今年度拡充の内容として、子宮頸がんワクチン接種が入っております。これについて、この子宮頸がんワクチン接種の委託料の中に、私きちんとした説明とか、そういうような部分の経費等々は含まれているのかどうかを聞かせてください。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 御説明いたします。

委託料というところに入っているわけではございませんが、当然説明文書等を用意していきたいと思っています。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） このワクチンに関しては、政府のほうでも一旦中止して、そして再検討されて、今回今年度からだと思うのですが、再開されることになっています。その経緯等々を考えると、やはり十分な説明というのは不可欠だと思いますので、その予算というのはどちらのほうに入っているのか、教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 御説明いたします。

こちらについては、定期接種から中止になったわけではございません。積極的な勧奨が一時取りやめになったというだけで、定期接種はそのまま続いておりました。そういったこともあります、今般積極的に勧奨をするようにという話になりましたので、また国のほうから新しいパンフレットのようなものが出てきておりますので、そういったものをお見せしながら説明していきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） ということは、こちらの当初予算のほうには予算計上しない、でも、そのように国からいろいろな文書等々が来るので、あえて予算は取っていないというふうに理解してよろしいのですか。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 御説明いたします。

国のほうで、既に概要版とか、詳細版のものが出ております。こちらコピーしてお渡ししたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 盛っていない。もう一回説明してください。

○市民生活課長（磯部伸浩君） すみません。予算の関係につきましては、ほかの事業費の中で対応したいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

4 款衛生費についての質疑を終結いたします。

次に、5 款労働費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

5 款労働費についての質疑を終結いたします。

次に、6 款農林水産業費についての質疑を許します。

近藤和義君。

○19番（近藤和義君） またやじが飛ぶかも分かりませんが、飛ばないように頑張ってやります。毎日のように本年度の米もまた下落をすると報道されていますが、そこで質疑したいのですけれども、農家に全戸配布されて、輸入の尿素が152%も値上がりする、塩化カリウムが124%も値上がりするというふうな形になっていて、米は下がるわ、資材は上がっていますが、その対策をどの会議でやるような形になっているのですか。もし計上してあるならば、その対策予算はどこにあるのか、示していただきたい。

○議長（佐藤 孝君） 中川農業政策課長。

○農業政策課長（中川克典君） 御説明申し上げます。

関係機関が一堂に会します佐渡市農業再生協議会という組織がございますが、農業関係全般につきましては、そこで様々な議論を行っておるところでございます。また、議員おっしゃるように世界的な人口の増加や肥料の使用量の多いバイオ燃料用穀物が世界的に増産されておるところでございます、こういっ

た影響によりまして、肥料の価格が高騰していることにつきましては、私どもＪＡと一緒に注視しておるところでございます。当初予算につきましては、支援策等は計上してございませんけれども、今後も値上がり、またそもそも原料が入手困難になるのではないかとといった情報もございますので、今後の対策等につきましては、引き続きＪＡとしっかり情報を共有していきたいと考えております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○農業政策課長（中川克典君） 申し訳ございません。今回は計上してございません。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

次に、7 款商工費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 159ページにあります露店市場振興事業についてです。これは、今まで予算少なかったと思うのですが、昨年度の決算36万円だったものが新年度175万8,000円、そして委託料が8万6,000円だった。これ決算なのであれですけれども、144万円になると。これは、どういう委託事業になるのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

この露店の事業につきましては、通常の各地域で行っております定期露店市のほか、臨時露店市としまして両津まつり、それから鉾山祭、七夕まつり、こちらの露店の事業の経費も盛ってあるものでございます。コロナ禍において、この大きな祭りの事業が中止となった場合は、経費が発生しないということでもございますので、過去においては中止となって、予算が発生しなかったということもございます。今年度につきましては、予定どおり開催というところで、予算のほうを計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

7 款商工費についての質疑を終結いたします。

次に、8 款土木費についての質疑を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 8 款土木費、時間がないのですが、せっかくだから、169ページ、真ん中、安全・安心まちづくり事業、お尋ねしますけれども、この事業内容について、この事業を継続事業とした最大の理由は何ですか。

○議長（佐藤 孝君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） 御説明いたします。

この安全・安心まちづくり事業につきましては、身近な小規模な工事を実施する地域貢献の地元業者に



発注するというございます。地域の継続的な雇用も確保できるという観点からございます。これを継続事業としたのは、地域要望が毎年たくさん上がってきております。その中で昨年度並みの予算を計上しておるものございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 地域要望を基にということですが、建設課長今言ったように、既に、またこれまでの要望に対して、全て対応するという計画なのですか。

○議長（佐藤 孝君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） 御説明いたします。

あくまでも地域要望は要望であって、我々がその現場を確認する中で、危険性、安全性、緊急性含めて精査する中で、整備をしていくというものでございますので、要望が上がってきたから全部やるというものではございません。総合的に判断してやるものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 最後ですけれども、ではこれ予算が通って今建設課長が緊急というお答えがありましたので、あえて聞くのだけれども、緊急などの地域要望に対しては対応されると理解すればよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） 御説明いたします。

これ要望につきましては、昨年度の要望をベースに考えております。今年度の要望も緊急性があれば対応しますけれども、昨年度からの要望、積み残しの部分もあります。その辺を精査する中で、地域要望に応えていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

8 款土木費についての質疑を終結いたします。

次に、9 款消防費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

9 款消防費についての質疑を終結いたします。

次に、10 款教育費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 決算審査特別委員会を早めに済ませて、当初予算に反映するためということで、昨年も今年もやっていますが、令和2年度の意見が博物館についてついでにありますが、決算の意見です。両津郷土博物館が休館している現状は、博物館法に照らし合わせると矛盾が見られる。早急に計画を策定し、矛盾解消に努めることという意見に対応して、当初予算でどの部分でこれに対策を打つのですか。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） 御説明いたします。

今年度の決算審査特別委員会で意見をいただきました登録博物館の要件である105日以上を満たしていないというところで意見をいただいたものでありますが、我々今年1月に県のほうへ行きまして、そこで今協議をさせてもらっている途中でございますが、博物館法が今度改正されるというところをそこでお聞きしました。我々佐渡市においても、来年度博物館ビジョンをつくりたいということで、併せて県のほうに御相談に行きましたが、博物館法が変わることによって、令和5年度から改正されるということで、令和4年度は国会のほうへ出ていくというところで、内容をしっかり見た上で、博物館ビジョンをつくったほうがいいのではないですかというようなところも指摘を受けました。この後両津博物館も含めて、博物館の在り方をまた県としっかり相談をしていきたいというふうに考えております。

私のほうは以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 3つ質疑いたします。189ページの学校運営推進事業についてと、それから203ページから205ページにわたっています読書推進事業についてと、それから207ページの佐渡ジオパーク10周年記念事業について御質疑をいたします。

最初に、189ページのこの学校運営推進事業の中の校務支援システム構築委託料、これは先般説明があった中というか、この主要施策概要の中に、児童生徒の成績管理や健康管理といった非常に個人情報満載のものについて、システム導入なので、この委託は個人情報については問題ありませんというような御認識のようですが、これ本当にこの個人情報について大丈夫なのか、このデジタル化というか、このデータ化、それについての御説明をお願いします。

それから、203ページの読書推進事業とか、これ大変いいことだと思うのですが、これは進めると非常に人手が要りますが、誰がこの絵本フェスタとかあるいは音声図書購入費とかありますけれども、どのようにしてこれ実現できるのかということ。

それから、207ページの佐渡ジオパーク10周年記念事業ですが、これ主要施策のほうを見せていただきますと、このジオパークの拠点施設が（佐渡博物館）というふうになっています。これ拠点施設は佐渡博物館であって、センターが両津と言いたいのか、ジオパークはいつもあちらこちら、あちらこちら、時計の振り子のように拠点が変わっているのですが、これ一体どういうことをこの記念事業の中で盛り込みたいとお考えなのか、お願いします。

○議長（佐藤 孝君） 坂田教育総務課長。

○教育総務課長（坂田和三君） 校務支援システムの関係御説明をいたします。

個人情報の取扱いというところでございます。先般の議員全員協議会で私すみません、説明が不十分なところがあったかもしれません。システムを導入するに当たりまして、これから選定方法等々しっかり検討していく必要があると思っておりますが、プロポーザルで業者、システムのほうを選ぶような形になるかというふうに思っております。そのシステムの中で、今ほどお話のありました個人情報等々を取り扱う、セキュリティーの部分、そういったものも含めて提案がされると思っておりますので、そういった中でしっかりしたものを選定していくということになっていこうかというふうに考えてございます。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） 説明いたします。

まず、読書推進事業ということで、これについては絵本フェスタというものをやります。会場についてはトキのむら元気館でやる予定でありますが、誰がやるのかということに対しては、図書館の職員、各図書館にも会計年度任用職員の方たちがおりますので、そういった方たちみんなと一緒に意見を出し合って、この絵本フェスタをつくり上げていきたいというふうに考えております。

そして、ジオパークの10周年記念につきましては、令和5年度に10周年記念を行うということで、来年度は準備期間というふうに考えております。その中で、今拠点博物館のほうでは、佐渡から出たツチクジラの化石の展示というようなこと、あそこにもジオパークの展示をしてある拠点の部分がございまして、今我々両津の教育委員会にいますが、そこは我々一応一番の拠点はそちらということで考えております。

私のほうは以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 校務支援システムのことですけれども、セキュリティはしっかりするといっても、いつもこのセキュリティがなかなかしっかりしないというところがこのデータ化の怖いところで、システムそのものは非常にハードル高い、いろいろなことをするのでしょうかけれども、常に人間がヒューマンエラーとかあるいは故意とか、こういったことを紙ベースよりもシステム化したほうがセキュリティ高くなるということで、これを今回委託料を使ってまで構築しようとしているのかどうかということ。

それから、今度は読書推進事業とかですが、絵本フェスタとか、これは非常に市民としては歓迎なのですが、ただこれ単発でこういうことやりますというのではなくて、今まで図書館事業があまりにもなかったもので、これは継続的にあるいはこれを契機にもっと盛り上げていくということの始まりなのか。

それから、ジオパークですけれども、結局拠点施設（佐渡博物館）となっていますが、これセンターはあくまでも両津にあっても、でも拠点施設が佐渡博物館であるという認識でよろしいですか。

○議長（佐藤 孝君） 坂田教育総務課長。

○教育総務課長（坂田和三君） 御説明をいたします。

現状、学校のほうでは出席簿といったところ、それから成績の管理といったところ、それぞれ先生方によって少し違うところがあるのですが、紙ベースで行っているところが多いというふうに認識をしております。これをやはりデータ化することで、またそれを一元管理するということで、情報の流出というところのリスクは減っていくというふうに考えてございます。

それから、しっかりそれを管理する、使う側の職員等々、やはりそういったところの管理の仕方というところは、しっかり繰り返し、徹底をしながらやっていかなければいけないと。それはしっかり徹底をしていくということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） 御説明いたします。

今回の絵本フェスタについては、やはり小さいうちから本に親んでもらいたいと、我々はそういった事業をしていきたいというふうに考えました。この後ももちろん継続して、中身をしっかりと充実させていきたいというふうに考えております。

あとジオパークの件であります、センターはあくまでも我々がいる両津ということで、博物館のほうにも今常設で展示しているところがあります。そちらも我々の拠点の一つというふうには考えておりますので、こういう書き方をさせていただきました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 教育関係で、施政方針にもあったICTの活用についてお尋ねをしたいと思います。

ページでいいますと、191ページには学校ICT活用サポート事業がありますし、それぞれ小学校、中学校の教育振興費の中で、ここはIT設備管理費等が入っています。施政方針にもありましたが、ICT活用の教職員研修の充実に取り組むということと、今言ったこれのPTA連合会と連携して、うまくやっていますよという書き方を午前中していた。コロナの中で、思いのほかコロナが長くて、本当は教育というのは人と人とのぶつかり合いだと私は思っていますが、これだけコロナが続くと、やっぱり、よくテレビなんかでやっているような子供たちがきちんと得られる学びの場を構築するだけの予算、しっかり今年度取ってあるのかと。大体教育委員会には予算がいかないみたいなのありますが、十分な予算が取れているのかと。それで、先生方がしっかり学ぶというのかな、なかなか大変だと思うのです、施政方針にもあったぐらいですから。その辺人材も含めてやっぱりきちんとサポートして、子供たちの学びを止めてはいけないと思うのです。その予算は十分確保できていますかということをお聞きしたい。不足なのではないですかと聞きたい。

○議長（佐藤 孝君） 森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） 御説明いたします。

平成30年度から計画的に1教室それぞれの普通教室に電子黒板化、あとそういう機器をそろえていくということで、計画的に進めてきました。令和4年度で全ての教室に設置するというので、今年度も予算を組んでおります。令和4年度で整備し終わると、各教室で電子黒板を利用した教育が進められることとなります。

また、ICT支援員についても、来年度予算を盛りまして、学校の先生方への支援は計画しております。また、支援員だけでなく、この令和3年度1年間各学校のほうでいろいろ経験し、習得した技術や問題解決などをしっかり蓄積、整理して、先生方がそういう力をつけるということも大事だと考えています。先生方の研修というところもしっかりつけて、自分たちで対応できる場所は対応していってもらおうと。また、しっかり支援体制も市教育委員会としては整備していきたいと考えています。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうしますと、しっかりこの予算は取れているという理解でいいですか。いつも教育委員会は大変だなという感じを私は受けているものですから、今回このコロナ禍の中で、子供たちの学びを止めないというやっぱり視点で見たときに、こういったものは、残念ながら使うしかないというところですから、しかし予算は取れているということでいいですね。

財政課のほうに聞きますが、必要な予算が出てくることもあるから、そういった場合には、これは市長か、しっかりつけていくという考えでよろしいですね。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） もちろん査定をして、必要性、効果性、そこはしっかりと検証をさせていただいております。その中で、この教育の問題については、必要なものはしっかりとつけていくということは、基本的にはそういう思いでおるわけでございます。そういう点で、しっかりと現場のほうで活用していくところを行っていただきたいというふうを考えて、今回ICT関係の教育委員会の予算のほうは、基本的にそういう形で議論をしたところでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

10款教育費についての質疑を終結いたします。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

11款災害災害復旧費から14款予備費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第26号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第27号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 所管の委員会ではないものですから、均等割の関係です。さっきこれ国民健康保険税条例のところで見ましたが、5割軽減のほうは160名で、第3子が40名というのは、ちょっと第3子が少ないのかなという気がしたのだけれども、そういう推計でよろしいですかというのが1つ。

それともう一つは、令和3年度の均等割でいうと、1人当たり2万4,800円ぐらいになるかと思うのです。新しい令和4年度またあなたが上げるのかもしれませんが、均等割額が一体幾らになるのか、教えてください。

それともう一つは、5割軽減のやつは国からルール分があります。佐渡市独自の分は、財政補填は結局皆さんに吹っかけているのだらうと思うのですが、今年度はどうするつもりですか。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 御説明いたします。

先ほどお話ししたのは、未就学児の均等割半額減免を推計する際に、160名というところをお話しさせてもらいました。その中で第1子、第2子のほうが120名程度、第3子以降の数は40名程度と、合わせて160名程度というお話をさせてもらいました。

それと均等割、来年度はというところ、それはまだ試算のほうはできてございません。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ですから、今年度でいうと、私の計算だと医療が1万4,900円、後期高齢者が9,900円、これオギャーという赤ちゃんを持っているわけだけれども、それ合わせると2万4,800円が今年度そのままで行くならば、半分免除になるのだらうなというのだけれども、違うのかということと、もう一つは、国

の均等割分はルール分があるけれども、佐渡市の独自の分はどなたが負担をしていますかということです。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 御説明いたします。

最後のほうからですが、誰が負担かといえば、国民健康保険加入者の負担となっております。

それから、ルール分については、最初に7割、5割、2割というところをやった上で、さらにそれ以外の未就学についてだけは、さらに50%を賦課するというもので、条例のほうにもそれぞれの減免の額のことを掲載しているところがございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今年度年金も下がる。ところが、こういう油が上がっている、物価も上がっているという中で、本来これ所得が低い国民健康保険加入者が例えば市独自のものもみんなが持つべきではなくて、せめてこれぐらいは子育ての条例をつくるぐらいですから、市で負担を持つべきだと私は思うのですが、いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 御説明いたします。

国、県のほうからも、繰り出し基準定められており、法定外繰り出しは避けるようにということございます。やはりこの特別会計の中でやるものだと今考えております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第27号についての質疑を終結いたします。

議案第28号 令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第28号についての質疑を終結いたします。

議案第29号 令和4年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第29号についての質疑を終結いたします。

議案第30号 令和4年度佐渡市小水力発電特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第30号についての質疑を終結いたします。

議案第31号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第31号についての質疑を終結いたします。

議案第32号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第32号についての質疑を終結いたします。

議案第33号 令和4年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第33号についての質疑を終結いたします。

議案第34号 令和4年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 先ほど補正予算のところで質疑させていただいて、今年度やるはずだったこの二宮財産区の事業地まで行き届かなかったということで、新年度はどのような予定になっているのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤防災管財課長。

○防災管財課長（伊藤 修君） 御説明いたします。

例年おおむね同じ面積ぐらいを想定し、予算を計上し、施業しておりますので、例年どおりの予算計上となっております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） まずそもそもこの財産区は解消するよとということ、もう何年ですか、佐渡市になってからずっとこの議会で意見をつけてきたところですが、これやるのが当たり前というような形ではなく、財産区は解消したところもたくさんありますので、これを積極的に佐渡市としてどうしていくのか。ただ1つの事業としてやっていくのではないのではないかと思うのです。そういうことも含めて、例えばそこに行く道路が舗装されていない、私も多分あの道かなと思うのですが、実際実施できないところもそのまま取りあえず例年どおりですと、何かちょっとそういうふう聞こえたのですが、この財産区のこの事業、どうするつもりなのか。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さんに申し上げます。

予算についての質疑ですので、今のは一般質問に入りますので、質疑としては認めません。

荒井眞理さん、3回目です。

○13番（荒井眞理君） 例年どおりでいいのだと、このままこの事業は、道路も直っているし、大丈夫だという前提でこの予算を見てもよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤防災管財課長。

○防災管財課長（伊藤 修君） 御説明いたします。

財産区というものは、分収林を森林センターと契約をし、その施業を行っているというものについて、財産区で議決を行わずそれを市議会に委ねているという状態でございます。ですので、我々が詳しく予算

を確認し、こちらを施業するという形で行ってはなく、この予算について皆様方に御確認をいただいているという状態でございます。今回の当初におきましても、おおむねこれぐらいの面積を施業するというふうに聞いておりますので、例年どおりの予算が計上してあるというふうに思っております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第34号についての質疑を終結いたします。

議案第35号 令和4年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第35号についての質疑を終結いたします。

議案第36号 令和4年度佐渡市真野財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第36号についての質疑を終結いたします。

議案第37号 令和4年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第37号についての質疑を終結いたします。

議案第38号 令和4年度佐渡市水道事業会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第38号についての質疑を終結いたします。

議案第39号 令和4年度佐渡市下水道事業会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第39号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第39号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第8 請願第1号、令和3年陳情第8号、陳情第1号

○議長（佐藤 孝君） 日程第8、請願第1号及び令和3年陳情第8号、陳情第1号についてを一括議題といたします。

請願第1号及び令和3年陳情第8号、陳情第1号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、市民厚生常任委員会及び産業建設常任委員会に付託いたします。



---

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月4日午前10時から代表質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5時13分 散会